ISSN:2188-5982

2019年度
日本図書館情報学会
春季研究集会発表論文集

2019年6月8日（土）

帝京大学 八王子キャンパス

日本図書館情報学会

2019年度春季研究集会（帝京大学）プログラム

	第1会場（S417教室）		第2会場（S418教室）	
10:15	開会式			
司会	松本直樹（慶應義塾大学） 岸田和明（慶應義塾大学）		小野永貴（日本大学） 新藤透（國學院大學）	
10:30	◎赤山みほ(八洲学園大学)「公立図書館の潜在利用者とニーズ把握の検討」	5-8	上岡真紀子(帝京大学)「米国の大学図書館界にみる教育担当図書館員に期待される役割と能力の変化：能力基準にみるビブリオグラフィックインストラクションから情報リテラシーへの転換」	51-54
11:00	◎吉井潤(都留文科大学)「公立図書館における図書除籍資料リストの分析：江戸川区立図書館1年分の事例から」	9-12	河村俊太郎(東京大学大学院)「学問的知識の形成史における図書館とその購入図書を用いた手法の可能性」	55-58
11:30	◎藤牧功太郎(新宿区役所)「公立図書館業務に必要な能力、知識及び技能の習得方法に関する研究：新宿区立図書館職員を対象に実施した質問紙調査結果の分析と考察」	13-16	山本順一(桃山学院大学)「フェイクな学術世界の基盤と背景について考える：アメリカ連邦取引委員会対OMICSグループ事件訴訟を起点として」	59-62
12:00	休憩（1時間15分）			
司会	村上晴美（大阪市立大学） 西川和（文教大学）		小野永貴（日本大学） 大場博幸（日本大学）	
13:15	◎門脇夏紀(慶應義塾大学大学院)「Word2Vecの分散表現による単語間の類似度の特徴：LDAおよびNMFと比較して」	17-20	小竹諒(筑波大学大学院)，平久江祐司(筑波大学)「学校司書の職場適応行動の特徴：プロアクティブ行動の視点から」	63-66
13:45	◎木村麻衣子(慶應義塾大学)「漢籍利用者はどのように漢籍を使うのか」	21-24	小林達也(愛知淑徳大学大学院)「課題解決型学習を支援する学校図書館の教育的機能の構造化」	67-70
14:15	◎杉本ゆか(明星大学)「A. J. HarrisによるHow to Increase Reading Abilityの考察：読むことの定義と過程の検討」	25-28	根本彰(慶應義塾大学)「日・米・仏のカリキュラム改革史における学校図書館政策」	71-74

	第１会場（S417 教室）		第２会場（S418 教室）	
14:45	薬袋秀樹(元筑波大学)「裏田武夫、小川剛の図書館法関係著作に関する考察：―『図書館法成立史資料』以後の著作を対象に―」	29-32	伊藤民雄(実践女子大学)「図書館向けDDA/PDA欧文電子書籍コレクションの実態と特徴について：DDA/PDA コレクション，NACSIS-CAT，蔵書サンプルとの比較を通して」	75-78
15:15	休憩（15 分）			
司会	安井一徳（国立国会図書館） 間部豊（帝京平成大学）		小山憲司（中央大学） 江藤正己（学習院女子大学）	
15:30	森山光良「日本の公共図書館の広域総合目録事業に関する考察」	33-36	植村要(立命館大学)，竹内慶至(名古屋外国語大学)「音訳ボランティアの実態と意識に関する計量分析：世代・年齢・動機に着目して」	79-82
16:00	福永智子(椙山女学園大学)「読書相談サービスの論点提示：図書館法第 3 条「十分な知識」をめぐる考察」	37-40	豊浩子(筑波大学大学院)「揺籃期における米国のパブリック・ディプロマシー：奄美琉米文化会館の蔵書構成の分析を通じて」	83-86
16:30	荻原幸子(専修大学)「米国における公共図書館運営のガバナンス構造にみる日本の図書館運営の課題」	41-44	谷口祥一(慶應義塾大学)「VIAF による典拠レコードマッピングは適切か：日本名個人名を対象とした検証方法の提案」	87-90
17:00	松本直樹(慶應義塾大学)，安形輝(亜細亜大学)，大谷康晴(日本女子大学)「公立図書館における指定管理者制度の競争環境」	45-48		

※　氏名前の◎は優秀発表奨励賞授与候補者です。

※　所属等の表示は，教職員（常勤／非常勤）・院生・学部生等を問わず「機関名」（「大学名」）等のみとしてあります。

※　会場として使用する教室は変更の可能性があります。

第１会場

公立図書館の潜在利用者とニーズ把握の検討

赤山みほ†
†八洲学園大学
akayama@yashima.ac.jp

抄録
本研究は，図書館サービスの充実に資することを目的とし，公立図書館における潜在利用者のニーズ把握の検討を行った。対象は，松戸市立図書館の分館ごとの実利用者と周辺住民を対象として，10 歳ごとの年齢層（年代）別に集計し比較した。結果として，周辺住民と実利用者の年代はほぼ一致していることが明らかになり，一致していない年代についてはこれからの図書館像と望ましい基準に言及がある図書館サービスについてニーズ把握の検討を行った。

1. はじめに

日本の公立図書館の利用者登録率は，半数に満たず，千葉県内の市町村平均は 32.1%である[1]。住民の半数以上が，図書館の利用者として登録しておらず，図書館を利用する可能性がある非利用者，すなわち潜在利用者であるといえる。潜在利用者とは，図書館情報学用語辞典第 4 版によると“図書館のサービス対象者でありながら図書館を利用しない人々“と定義されている[2]。

これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―（報告）（平成 18（2006）年）』では，図書館サービスのPRが不足しているとして“図書館活動の意義の理解促進”の取り組みのひとつとして“地域社会の現状を把握し，生活や仕事の上で様々な課題があることを認識”することが必要であると指摘されている[3]。また，文部科学省告示『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24（2012）年）』では，“地域の課題に対応したサービス”，“利用者に対応したサービス”，“多様な学習機会の提供”について定められており，住民の多様なニーズへの対応が求められている[4]。日本図書館協会『公立図書館の任務と目標（平成 16 年（2004）改訂）』では，“住民の大多数が地域館または中央館のサービス圏内におさまるように，必要数の図書館を設置しなければならない。その規模は，サービス圏内の人口に応じて定められる”と記述されている[5]。

したがって，図書館サービスを検討するためには，潜在利用者を減らし，図書館利用登録者を増やすことが必要であり，そのためにはサービス圏内と，その人口を把握する必要がある。

2. 先行研究

潜在利用者については，質問紙調査による図書館非利用理由を尋ねた研究がある。

舩崎（1994）は，武蔵野市図書館の利用者アンケートで，住民 1300 名を抽出し郵送で尋ねている[6]。すなわち，601 名の住民が利用しない理由について，多い順に「本は買ったり人から借りたりして読む」36.3%，「図書館を利用する時間がないから」30.8%，「本はあまり読まないので」20.1%，「図書館が遠くて利用しにくいから」17.8%，「図書館があることを知らなかったから」14.8%である[7]。ニーズがないことや図書館の場所に課題があること，認知度の低さが明らかになっている。

国立情報学研究所は，千代田図書館の利用者アンケートで，住民 214 名へ抽出で郵送，在勤在学者 232 名へインターネット調査，図書館周辺の通行者 220 名に対して実施した[8]。すなわち，利用しない理由について回答方法別に多い順で，郵送では「場所を知らなかった」35.9%，「図書館をあまり利用しない」32.0%，「機会がなかった」25.2%で，インターネット調査では「場所を知らなかった」71.9%，「他の図書館を利用している」31.0%，「自宅・勤務地から遠い」19.9%で，通行者では「他の図書館を利用している」44.7%，「自宅・勤務地から遠い」29.4%，「場所を知らなかった」21.8%である[9]。回答方法によって違いはあるものの，図書館の場所に課題があることやニーズがないことが明らかになっている。

長谷川（2018）は，図書館の非利用理由について自由記述によって尋ね，回答の内容分析を行った[10]。すなわち，図書館に行かない理由として多い順に，1.アクセスが悪い，2.ニーズなし，3.面倒

である[11]。考察として，“ニーズのない者に対して，どのような策を講じたら新規利用者となり得るかを検討することは非常に困難な問題”と指摘している[12]。

いずれの先行研究でも図書館の場所が課題であることや，図書館があることを知らなかったこと，図書館を利用しないといったそもそものニーズがないことも明らかになっている。

また，非利用理由の調査方法について長谷川（2018）は“あらかじめ用意した選択肢以外にも，利用対象が抱えている問題があるだろう”と指摘している[13]。

3. 研究目的

先行研究では，図書館利用者や非利用者への質問紙調査がほとんどである。そのため，サービス圏内の人口や潜在利用者の人数については明らかにしておらず，図書館利用者との比較やニーズ把握の検討を行っていない。

そこで，本研究は，利用者に対応し地域社会の現状を明らかにするため，年代に着目し分館ごとに分析を行った。分館の周辺住民に多いが図書館利用者に少ない年代を潜在利用者として，当該年代のニーズ把握の検討を行う。本研究の成果によって，潜在利用者とニーズ把握のための手法の検討ができ，公立図書館における図書館サービス提供の充実へ資することができる。

4. 研究仮説

前項の研究目的を達成するため，以下の仮説を立て分析を行った。

仮説 1:図書館の周辺住民に利用されておらず，利用者と周辺住民の年齢層は一致しない。

仮説 2: 図書館利用者は，周辺住民の年齢構成にかかわらず，高齢者が最も多い。

仮説 3:周辺住民に 10 歳未満もしくは 10 歳代が多い場合，実利用者にも当該の年代が多い。

松戸市における図書館の利用者数と周辺住民数を年代別に比較した。

5. 研究方法

対象は，千葉県松戸市の図書館利用者と分館 19 館の周辺住民である。松戸市の総人口は 2019 年 3 月 31 日時点で 496,961 名であり，特に 40～49 歳（79,445 名（16.0%）），70～79 歳（60,021 名（12.1%））が多い。1990 年以降の傾向をみると生産年齢人口（15 歳～65 歳未満）では，20～29 歳，30～39 歳が，以前は増加していたものの 2000 年をピークに大きく減少傾向にある。他方，40 歳～49 歳にかけては，直近 5 年では増加傾向にある[14]。松戸市立図書館は，中央館と子ども読書推進センター，こどもとしょかんがあり，分館は 19 館ある。分館は，松戸市内に点在し，16 館が市民センターと併設されており，3 館が社会教育施設と併設されている。ただし，こどもとしょかんは新松戸分館と併設しているため当該の分館 1 館として分析を行った。

図書館利用者（以下，実利用者）は，分館ごとの 1 年間に図書館で貸出返却を利用した人数を『松戸市立図書館利用者統計』(以下，利用者統計）より抜粋し，年齢で 10 歳毎（以下，年代別）に集計した。対象とした貸出返却期間は，2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日で，実利用者数の総数は，50,337 名である。

周辺住民は，分館 19 館それぞれから半径 200m 以内に含まれる地域の住民を 2018 年 9 月時点『松戸市年齢階層別人口統計表（町丁字別）』（以下，松戸市統計）より抜粋し，年代別に集計した。周辺住民数の総数は，271,822 名で，松戸市内の人口のおよそ 54.8%である。年代別にみた実利用者数と周辺住民数それぞれについては**表 1** の通り。

表 1　年代別の実利用者数と周辺住民数

	実利用者数	周辺住民数
総数	50,337	293,544
10 歳未満	4,068	21,705
10 歳代	4,415	25,377
20 歳代	2,956	32,101
30 歳代	6,983	34,291
40 歳代	9,792	46,799
50 歳代	5,615	38,271
60 歳代	7,220	35,583
70 歳代以上	9,103	59,417

10 歳未満は 0 歳～9 歳，10 歳代は 10 歳～19 歳，20 歳代は 20 歳～29 歳，30 歳代は 30 歳～39 歳，40 歳代は 40 歳～49 歳，50 歳代は 50 歳～59 歳，60 歳代は 60 歳～69 歳，70 歳代以上は 70 歳以上を指す。ただし，年齢の区切り方については，利用者統計と松戸市統計で一部異なる。具体的に

は，実利用者数にあたる利用統者統計からの抜粋は10歳代に19歳が含まれていないが，周辺住民数にあたる松戸市人口統計からの抜粋では 10 歳代に19歳が含まれている。

比較方法としては，実利用者数と周辺住民数は年代別に分館ごとに集計し，多い順の上位3位について一致しているか否かについて明らかにした。

6. 結果と考察

結果については，表 2 に示した通り。詳細は，松戸市教育委員会「今後の松戸市立図書館のあり方（2019）」資料編[15]に記載されている。

表2をみてみると，周辺住民で最も多い年代は，40 歳代で 19 館中 16 館あり，その他は 50 歳代，60 歳代，70 歳代が 1 館ずつあることがわかる。実利用者で最も多い年代は，40 歳代で 19 館中 13 館あり，70 歳代が 5 館，60 歳代が 1 館あることがわかる。以下，4.研究仮説に沿って 3 つの仮説について考察を行う。

仮説 1 は，実利用者と周辺住民の最も多い年代が各分館で一致するか否かについて検証した。結果として，実利用者と周辺住民の年代は，ほぼ一致した。そのため，仮説は否定され，周辺住民に多く利用されている可能性が高いといえるであろう。具体的には，最も多い年代が一致したのは 19 館中 14 館，順位を問わず年代が 2 つ以上一致したのが 19 館中 13 館あることが明らかになった。半数以上の分館で最も多い年代と，順位を問わず年代が 2 つ以上の実利用者と周辺住民が一致したことで，周辺住民に利用されている可能性が高いといえるであろう。

仮説 2 は，分館で最も多い実利用者が 70 歳代であるか否かについて検証した。結果として，分館で最も多い実利用者の年代は40歳代であった。そのため，仮説は否定され，高齢者が最も多い実利用者ではない可能性が高いといえるであろう。具体的には，実利用者で 19 館のうち， 40 歳代が最も多いのは 19 館中 13 館，70 歳代が最も多いのは 19 館中 5 館であった。周辺住民と実利用者の最も多い年代が一致した 14 館のうち，40 歳代が最も多い年代であるのは 19 館中 13 館で，70 歳代が最も多い年代であるのは 1 館のみであることが明らかになった。ただし，70 歳代は 19 館中 17 館で順位を問わず上位 3 位までに含まれる。そのため，70 歳代は最も多い年代ではないものの，実利用者の中では他の年代と比較してやや多く利用していることがわかる。

仮説 3 は，まず分館ごとに周辺住民の 10 歳未満と 10 歳代の合計が，最も多い年代よりも上回るどうかを検証した。結果として，19 館中 8 館で周辺住民の最も多い年代よりも 10 歳未満と 10 歳代の合計が多い人数になった。次に，周辺住民で 10 歳未満と 10 歳代が多い 8 館で，当該の年代が実利用者と比較して多いかを検証した。結果として，実利用者には当該の年代は最も多い年代よりも少ないことが明らかになった。

表 2 分館の周辺住民と実利用者（年代別）

		最も多い年代	二番目に多い	三番目に多い
明分館	周辺住民	40歳代	30歳代	20歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
古ケ崎分館	周辺住民	40歳代	70歳代	50歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
小金分館	周辺住民	40歳代	50歳代	30歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
小金原分館	周辺住民	70歳代	40歳代	60歳代
	実利用者	70歳代	60歳代	40歳代
五香分館	周辺住民	40歳代	50歳代	70歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
常盤平分館	周辺住民	40歳代	50歳代	70歳代
	実利用者	70歳代	40歳代	60歳代
馬橋分館	周辺住民	40歳代	30歳代	50歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
稔台分館	周辺住民	40歳代	50歳代	30歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	30歳代
六実分館	周辺住民	50歳代	40歳代	60歳代
	実利用者	60歳代	70歳代	40歳代
矢切分館	周辺住民	40歳代	50歳代	30歳代
	実利用者	70歳代	40歳代	60歳代
新松戸分館	周辺住民	60歳代	40歳代	20歳代
	実利用者	70歳代	40歳代	60歳代
東部分館	周辺住民	40歳代	50歳代	70歳代
	実利用者	40歳代	30歳代	60歳代
馬橋東分館	周辺住民	40歳代	30歳代	20歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	30歳代
小金北分館	周辺住民	40歳代	50歳代	60歳代
	実利用者	70歳代	40歳代	60歳代
松飛台分館	周辺住民	40歳代	70歳代	50歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
二十世紀が丘分館	周辺住民	40歳代	70歳代	50歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
八柱分館	周辺住民	40歳代	70歳代	50歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
八ケ崎分館	周辺住民	40歳代	50歳代	70歳代
	実利用者	40歳代	70歳代	60歳代
和名ケ谷分館	周辺住民	40歳代	50歳代	30歳代
	実利用者	40歳代	30歳代	60歳代

その他，20 歳代と 50 歳代に着目すると，周辺住民としては上位 3 位のいずれかに含まれるものの，

実利用者には含まれていない。そのため，仮説 3 と併せて考えてみると，周辺住民に多いが実利用者に少ない年代である潜在利用者としては 3 つ考えられる。すなわち，10 歳未満から 10 歳代，20 歳代，50 歳代に潜在利用者がいる分館がある。上記の年代へのニーズ把握を検討する必要があるといえる。

10 歳未満から 10 歳代について，これからの図書館像では，“学校との連携・協力”について言及されている。望ましい基準では，児童・青少年に対するサービスとして“読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携”について定められている。

20 歳代について，これからの図書館像では，“課題解決機能の充実”について言及されており，望ましい基準でも“地域の課題に対応したサービス”のなかで“就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供”について定められており，ニーズとして検討の余地がある。

50 歳代について，これからの図書館像では“多様な資料の提供”について言及されており，望ましい基準でも“多様な学習機会の提供”のなかで“住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催“等について定められており，ニーズとして検討の余地がある。

7. おわりに

本研究では潜在利用者とニーズ把握の検討を行うため，周辺住民と実利用者について年代別で分館ごとに分析を行った。結果として，周辺住民に多く利用されている可能性が高いこと，高齢者が最も多い実利用者ではない可能性が高いこと，10 歳未満から 10 歳代にはあまり利用されていない可能性が高いことが明らかとなった。また，周辺住民に多いが実利用者に少ない年代を潜在利用者とすると，10 歳未満から 10 歳代，20 歳代，50 歳代に潜在利用者が多くいる可能性が高いことが明らかとなった。ニーズ把握は，潜在利用者の年代からこれからの図書館像と望ましい基準によって検討を行った。

今後の課題として，潜在利用者については明らかとなったが，ニーズ把握についてはこれからの図書館像と望ましい基準を参照したのみにとどまった。そのため，ニーズ把握については，本研究の調査結果をもとに，潜在利用者の年代へ向けた質問項目を設け，質問紙調査やインタビュー調査等を実施することで明らかになるといえよう。

謝辞

本研究は，松戸市立図書館の難波さまと柿沼さま，アカデミック・リソース・ガイド株式会社の宮田さまのご協力によって実施することができました。また，松戸市立図書館の各分館にお勤めの図書館員のみなさまのご協力によって実施することができました。ご協力いただき，誠にありがとうございました。

注・引用文献

1) 『千葉県の図書館 2018』千葉県公共図書館協会，2019，p109.
2) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会「潜在利用者」『図書館情報学用語辞典第 4 版』丸善出版，2013.
3) これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像–地域を支える情報拠点をめざして–（報告）（平成 18（2006）年）』文部科学省，2006. 94p.
4) 文部科学省告示『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24（2012）年）』http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm,（参照 2019-05-08）
5) 『公立図書館の任務と目標（平成 16 年（2004）改訂）』日本図書館協会，2004. http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/Default.aspx,（参照 2019-05-8）
6) 船崎尚「武蔵野市立図書館における利用者調査」『情報の科学と技術』1994，vol. 44，no. 6，p.315-321.
7) 前掲 6)
8) 新千代田図書館検討委員会「4.3.3 千代田図書館を利用しない理由」『新千代田図書館調査研究報告書』国立情報学研究所，2004. p.94-96.
9) 前掲 8)
10) 長谷川幸代「公共図書館における潜在利用者のセグメント化の試み」『中央大学紀要社会学・社会情報学』no28，2018.3，p59-74.
11) 前掲 10)
12) 前掲 10) p.65
13) 前掲 10) p.60
14) 松戸市『松戸市人口ビジョン松戸市総合戦略』2015.
15) 松戸市教育委員会『今後の松戸市立図書館のあり方』2019.5（予定）.

公立図書館における図書除籍資料リストの分析
～江戸川区立図書館１年分の事例から～

吉井　潤
都留文科大学非常勤講師
jun-yoshii@tsuru.ac.jp

抄録

本研究の目的は、公立図書館ではどのように資料を除籍しているのか、どのような資料を除籍しているのか、東京都江戸川区立図書館の１年分の図書除籍資料リストを一例として明らかにする。調査方法は、図書除籍資料リストを図書館所管部署である江戸川区文化共育部文化課に依頼を行い提供後分析し、図書館専門員にインタビュー調査を行った。結果、中央図書館の蔵書担当や図書館専門員が各館の図書除籍資料リストで気になるものは印をつけて現物を取り寄せていることがわかった。分類別貸出回数は、児童図書が一般図書より多い傾向が出た。また、受入から除籍までの経過年を一般図書・児童図書で比較すると、児童図書が短い傾向が出た。

1. 研究の背景

図書館で行う日常的な蔵書管理業務の中で、除籍は、ときとして新聞等で大きく報じられることがある。昨年は、高知県立大学図書館が、図書館の新設に伴い、旧館にあった約 38,000 冊の図書や雑誌を焼却処分した。焼却した図書 25,432 冊のうち、複本を減らしたのが 18,773 冊、残りの 6,659 冊は、複本がなく、この中には古書店でも入手が難しい絶版本や高値で取引されている図書が多数あったという。第三者による検討委員会を設置し、報告書では、除籍は必要なプロセスではあったが、移管や譲渡などの処分方法を優先すべきだと指摘した[1]。

公立図書館では、佐賀県武雄市図書館が選書と除籍について取り上げられた。改修にあたって、除籍した資料のうち、県立図書館にも所蔵がない貴重なものもあったと指摘があった[2]。

東京都の都立図書館再編計画で、都立多摩図書館が複本の一般書を除籍し、引き取り先を市区町村に求めたことも大きく取り上げられた[3]。

船橋市西図書館の蔵書廃棄事件は、「新しい歴史教科書をつくる会」や賛同する者等の著作 107 冊を、政治思想によって除籍処理をしたものであり、最高裁判所まで裁判は進み判例になっている[4]。

2. 先行研究

大学図書館では、除籍に関する研究が行われている。香田らは、「朝日大学図書館における除籍資料の統計的分析」として、図書は、旧版による除籍が多く、雑誌は、継続的に収書・保存することに価値があることから除籍の対象とはなりにくいと、資料種別により除籍理由が大きく異なることを示した。[5]。

岡田らは、「東海地区医学図書館協議会加盟館における除籍（廃棄）の現状調査について」として、アンケート調査を行い、除籍により、スペースが確保できたので配架が容易になった一方で、雑誌は、EJ に収録されていると思ったものが、ないことや一部閲覧不可があり、除籍後に利用できないこともあることがわかった[6]。

先行研究から図書と雑誌の資料種別の傾向はわかった。しかし、どのような手続きで資料を除籍しているのか、図書の分類別の傾向等はわからない。

一方で、公立図書館の除籍に関する研究は、ほとんど行われていない。考えられる理由は、除籍リストが一般公開されていないためである。購入した資料は、図書館によっては、新着図書リスト等で図書館内やウェブサイトで一定期間公開されている。除籍リストは、公開していな

いため、図書館や所管部署に依頼をしなければならない。依頼の際に、得たい情報と先方が提供できる情報との差も考えられる。

3. 研究の目的

本研究の目的は、公立図書館ではどのように資料を除籍しているのか、どのような資料を除籍しているのか、東京都江戸川区立図書館の 1 年分の図書除籍資料リストを一例として明らかにする。本研究では、雑誌と視聴覚資料は除外した。

江戸川区は、東京 23 区の東部に位置し、人口は、691,514 人である。図書館は、12 館あり、全館ネットワークで結ばれ、中央図書館所蔵本を小岩図書館で受け取ることが可能である。2018 年 3 月 31 日時点で蔵書数は、全館で、1,536,265 冊（23 区中 6 位）、貸出点数は、全館で、5,431,940 冊（23 区中 4 位）[7]、その内図書は、4,761,837 冊 [8]である。資料収集については、分担収集は行っていない。また、図書館運営は、中央図書館を含めた全館指定管理者制度を導入し、所管部署は、教育委員会ではなく、文化共育部文化課が補助執行という形をとっている。文化課には、図書館経験者、非常勤として図書館専門員が 1 名在籍している。

また、江戸川区は、2005 年に「江戸川区立図書館資料収集方針と選定基準」を策定し、「資料別収集方針」「資料別選定基準」だけではなく、「資料利用・保存年限基準」「除籍基準」「資料リサイクル基準」についても明記されている。

表 1　指定管理者導入状況

指定管理者名	図書館
株式会社図書館流通センター	中央／葛西／東葛西／西葛西／鹿骨コミュニティ／清新町コミュニティ
株式会社ヴィアックス	小岩／松江／小松川／東部
篠崎SAパブリックサービス	篠崎／篠崎子ども

4. 研究方法

データ分析とインタビュー調査を行った。データ分析は、毎月各館が作成している図書除籍資料リストを用いた。2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの江戸川区立図書館全館（12 館）分の図書除籍資料リストを所管部署である江戸川区文化共育部文化課に 2019 年 2 月 14 日に提供の依頼を行い 3 月 12 日受け取った。リストに掲載されている資料は、合計 69,902 冊だった。図書館別の内訳を表 2 に示す。資料 1 冊当たりのデータ項目は、区 1、別置、分類、図書記号、資料コード、書名、著者名、出版者名、出版年、受入日、形態、状態区分、ページ、サイズ、定価、利用回数累計、メモである。インタビュー調査は、データを受け取った際に、図書館専門員に行った。

表 2　図書館別除籍冊数内訳

図書館名	冊数（冊）
中央	12,865
小岩	4,899
松江	5,550
小松川	5,807
篠崎	5,154
葛西	7,531
西葛西	11,249
東葛西	6,488
東部	3,535
篠崎子ども	1,355
鹿骨コミュニティ	2,500
清新町コミュニティ	2,969
合計	69,902

5. 調査結果

5. 1 除籍決裁までの流れ

現物のリサイクルや廃棄処理の前に図書除籍資料リストは、各図書館の職員が作成したものを館長決裁後に中央図書館に提出され、蔵書担当、図書館専門員、文化課を経由してから文化課の課長決裁されていた。中央図書館の蔵書担当と図書館専門員は、それぞれ 1 点ごとに蔵書検索を行い、中央図書館の所蔵状況を調べている。「中央図書館の集密書庫に所蔵があるもの」「中央では、所蔵していたが、すでに除籍済の資料」「中央以外の他館で所蔵があるため、中央の資料は汚破損で除籍しても当面は区民に提供できる」等の書き込みがあった。

また、各館のリストで気になる資料は印をつけ、各図書館から該当図書を取り寄せていることがわかった。リストには、「No.欄の地色が黄色

は中央蔵書担当が。No.欄～書名欄まで地色が黄緑色は、図書館専門員が送付依頼したもの。青反転は買い直すか、他館からもらうもの。赤反転は復籍してV（集密書庫）に収めるもの。緑色反転は右端メモ列の追加記入のとおり処理するもの」と細かく記されていた。

69,902 冊のうち、3,132 冊（4.48%）に印がつけられていた。一般図書は、2,722 冊印がつけられ、そのうち黄色が最も多く 2,499 冊（91.8%）だった。分類別は、9 類文学が 1,040 冊（38.2%）と最も多かった。児童図書は、410 冊印がつけられ、黄色が 399 冊（97.3%）が最も多かった。分類別は、絵本・紙芝居が 205 冊（50.0%）と最も多かった。一般図書が児童図書より多く印がついている傾向がある。一般図書で黄色の印が多かった理由は、メモが何もないが 1,166 冊（46.7%）、区一本が 860 冊（34.3%）だった。

図書館専門員によると、「中央図書館の蔵書担当者のチェック機能が良くなり、私が細かく指示を出すことは減ってきている」という。

このように、それぞれの段階でチェック機能を有していることがわかった。各館がリストを提出してから課長決裁が下りるまで約 2 ヶ月かかっている。

5. 2 除籍資料の傾向

5. 2. 1 決裁後の処理内訳

決裁後の処理の内訳は、表 3 に示す。リサイクル（区民提供）が最も多く、次に廃棄が続いている。

表 3　決裁後の処理内訳

区分	一般		児童		合計	
	（冊）	構成比（%）	（冊）	構成比（%）	（冊）	構成比（%）
リサイクル	32,191	66.0	16,190	76.5	48,381	69.2
廃棄	10,340	21.2	2,367	11.2	12,707	18.2
汚損毀損	3,891	8.0	1,563	7.4	5,454	7.8
紛失現物	775	1.6	531	2.5	1,306	1.9
回収不能	916	1.9	373	1.8	1,289	1.8
その他	636	1.3	129	0.6	765	1.1
合計	48,749	100.0	21,153	100.0	69,902	100.0

5. 2. 2 分類別内訳

分類別の内訳は、表 4 である。全体では、9 類文学（30.1%）が最も多く、3 類社会科学（15.3%）が続いている。一般図書は、9 類文学（30.4%）が最も多く、3 類社会科学（20.7%）が続いている。児童図書は、絵本（43.6%）が最も多く、9 類文学（29.5%）が続いている。

表 4　分類別内訳

分類	一般図書		児童図書		合計	
	（冊）	構成比（%）	（冊）	構成比（%）	（冊）	構成比（%）
0類 総記	1,466	3.0	328	1.6	1,794	2.6
1類 哲学	1,598	3.3	273	1.3	1,871	2.7
2類 歴史	5,101	10.5	1,022	4.8	6,123	8.8
3類 社会科学	10,075	20.7	590	2.8	10,665	15.3
4類 自然科学	3,393	7.0	1,289	6.1	4,682	6.7
5類 技術	4,841	9.9	571	2.7	5,412	7.7
6類 産業	2,168	4.4	308	1.5	2,476	3.5
7類 芸術	3,570	7.3	1,055	5.0	4,625	6.6
8類 言語	846	1.7	169	0.8	1,015	1.5
9類 文学	14,797	30.4	6,242	29.5	21,039	30.1
絵本	–	–	9,221	43.6	9,221	13.2
紙芝居	–	–	80	0.4	80	0.1
K地域資料・その他	894	1.8	5	0.0	899	1.3
合計	48,749	100.0	21,153	100.0	69,902	100.0

5. 2. 3 分類別貸出回数

資料 1 冊ごとに貸出回数がわかったことから、一般図書と児童図書に分け、分類別に平均値と中央値を算出した。その結果は、表 5 である。大きな特徴として、児童図書は、一般図書より平均値、中央値ともに貸出回数が多い。一般図書の平均値は、5 類技術（47 回）が最も多く、9 類文学（46 回）が続いている。児童図書の平均値は、紙芝居（99 回）が最も多く、1 類哲学（78 回）と続いている。児童図書の 1 類哲学の貸出が多いのは、分類 147 のホラー、怪談、こわい話が多く占めていた。

表 5　分類別貸出回数

分類	平均値（回）		中央値（回）	
	一般図書	児童図書	一般図書	児童図書
0類 総記	18	34	12	21
1類 哲学	33	78	25	76
2類 歴史	32	55	29	42
3類 社会科学	19	24	13	15
4類 自然科学	22	53	16	45
5類 技術	47	50	38	42
6類 産業	23	49	18	45
7類 芸術	27	69	18	68
8類 言語	33	60	26	50
9類 文学	46	63	38	56
絵本	–	69	–	67
紙芝居	–	99	–	106
K地域資料・その他	2	0	2	0

5. 2. 4 分類別経過年

資料 1 冊ごとの受入日がわかったことから、除籍まで何年経過していたのか、一般図書と児童図書に分け、分類別に平均値と中央値を算出した。その結果は、表 6 である。大きな傾向は、一般図書の方が、児童図書より長く所蔵している。一般図書の平均値は、1 類哲学、7 類芸術ともに 14 年と、長く所蔵している傾向が見え

た。一方で、2類歴史の平均値は8年、中央値は6年と他の分類より短い。児童図書は、平均値と中央値ともに3類社会科学と紙芝居を長く所蔵している傾向が見えた。また、「資料利用・保存年限基準」よりも長く所蔵している傾向が見えた。

表6　分類別経過年

分類	平均値(年)		中央値(年)	
	一般図書	児童図書	一般図書	児童図書
0類 総記	11	10	9	9
1類 哲学	14	8	12	7
2類 歴史	8	10	6	9
3類 社会科学	13	12	12	12
4類 自然科学	12	9	10	9
5類 技術	10	9	9	8
6類 産業	12	9	11	8
7類 芸術	14	8	13	7
8類 言語	12	9	12	9
9類 文学	11	10	10	9
絵本	-	9	-	8
紙芝居	-	11	-	12
K地域資料・その他	12	7	10	5

5.2.5 文芸書と文芸書文庫

2015年以降、大手出版社による、図書館に対して、新刊書籍貸出の猶予のお願いや文庫の貸出のあり方について話題になった。いわゆる一般図書の文芸書について言われているものである。9類文学の913小説、物語を一般図書、児童図書、文庫に分けて貸出回数と経過年を示したものが表7である。

児童図書の方が、一般図書より貸出数の平均値と中央値は、上回っている。受入から除籍までの経過年は、一般図書と児童図書では、大きな差はなかった。

文庫は、一般図書は1冊あたり、平均63回借りられており、経過年は、6年と短い傾向が見られた。

表7　文芸書と文芸文庫の内訳

区分	貸出回数(回)		経過年(年)	
	平均値	中央値	平均値	中央値
一般図書 小説、物語(n=6,698)	46	37	11	10
児童図書 小説、物語(n=5,517)	63	54	10	9
文庫 一般図書 小説、物語(n=3,976)	63	60	6	6
文庫 児童図書 小説、物語(n=553)	73	72	8	7

6. 考察

各館で作成している図書除籍資料リストは、貸出回数、経過年、「資料利用・保存年限基準」をふまえていることが考えられる。除籍の決裁が下りるまで、丁寧な確認を行っており、江戸川区立図書館として一体的な蔵書構築を目指していることがわかった。また、児童図書の貸出が多いことから、経過年が一般図書より短いことが考えられる。

7. 今後の課題

本研究は、江戸川区立図書館を対象に行ったものであり、結果の一般化には、多くの他自治体の図書除籍資料リストを分析することが必要となる。今後、一層の研究が望まれる。

謝辞

本研究は、1年分の図書除籍資料リストを提供頂いた、江戸川区文化共育部文化課と図書館専門員のご協力と厚意により実施することができました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

引用文献

(1) 蔵書処分問題　理事長ら訓諭　検証委報告で県立大,読売新聞.朝刊, 2018年12月28日, 23面.

(2) 武雄市ＴＳＵＴＡＹＡ図書館、関連会社から“疑惑”の選書, 週刊朝日. 2015年09月11日 p.168.

(3) 都立図書館再編　放出の一般図書、江戸川区も希望,読売新聞.朝刊,2002年2月6日,33面.

(4) 最高裁平成17年7月14日判決民集59巻6号1569頁.

(5) 香田友美恵・村瀬由紀子・安藤美紀「朝日大学図書館における除籍資料の統計的分析」『医学図書館』vol.63,no.2,2016,p.147-150.

(6) 岡田信恵・大野圭子・榊原佐知子・田原美奈子「東海地区医学図書館協議会加盟館における除籍(廃棄)の現状調査について（特集 平成25年度日本薬学図書館協議会研究集会）」『薬学図書館』vol.59,no.1,2014,p.7-17.

(7) 日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館　統計と名簿2018』日本図書館協会,2019,509p.

(8) 江戸川区立中央図書館編『江戸川区図書館事業概要 図書館のしおり 平成30年度』江戸川区立中央図書館,2019,p.19

公立図書館業務に必要な能力、知識及び技能の習得方法に関する研究
－新宿区立図書館職員を対象に実施した質問紙調査結果の分析と考察－

藤牧功太郎†
†新宿区役所　fujimakikotaro@gmail.com

公立図書館職員に必要な図書館業務に関する能力、知識及び技能を文献調査等から抽出し、新宿区立図書館職員を対象に質問紙調査を行った。その集計結果を既往の調査データとの比較などを通じて分析した。司書資格取得の状況、各業務の重要度と習熟度、今後必要な能力等の評価とその習得状況及び効果的な学習方法について、新宿区立図書館職員の現状と課題の傾向の把握とともに今後のスキルアップを図るべき事項や学習の方向性について明らかにした。

1. 研究の背景と目的

近年の高度情報化、少子高齢化及び国際化等の進展に伴い公立図書館に対するニーズもより高度化、多様化している。こうした状況に的確に応えていくためには、公立図書館職員（以下「職員」という。）の能力、知識及び技能の向上を図ることが欠かせない。これまでも国、地方自治体及び日本図書館協会等の各機関は、それぞれに職員に対する研修の充実を図ってきたところである。平成 20 年には文部科学省において「図書館職員の研修の充実方策」[1]をとりまとめ、今後の研修の体系化、研修方法の工夫、研修の評価及び研修参加の環境づくりなどが提言された。以降、職員の育成は重要なテーマであるが、職員に必要な能力、知識及び技能の習得に関する調査研究は、その後ほとんど見受けられない。また、指定管理者制度の導入など公立図書館の業務形態も大きく変化している中、指定管理者の職員の研修についての調査研究も見受けられない。そこで、本研究では、新宿区立図書館を事例として、司書資格の取得、図書館の各業務の分担、各業務の重要度と習熟度、図書館業務に必要な能力、知識及び技能の習得状況及びそれらの効果的な学習方法などを調査する。その結果を過去の既往調査結果と比較するなど分析し、特徴や課題の把握を通じて今後の研修の企画運営に資することを本研究の目的とする。

2. 研究方法

(1)職員の研修に関する文献から図書館業務に必要な能力、知識及び技能を抽出し、それらに関するアンケート設問を作成する。設問は既往研究を参考にして、それらとも比較できるよう考慮する。

(2)新宿区立図書館の全職員（約200名）を対象にアンケート調査を行う。

(3)これらの結果を比較分析して、特徴を把握し考察する。

3. 既往研究とアンケート設問の構成

公立図書館職員に必要な能力、知識及び技能について全国調査を行ったものとして、薬袋ら（2007）の調査研究委員会による文部科学省の委託研究がある[2]。この調査は、全国の公立図書館職員の司書有資格者を対象に実施したもので、司書資格取得の経緯、司書の勤務実態、今後求められる技術や能力などを明らかにしている。図書館の館長に関しては、毛利,大庭（2017）の公立図書館長に必要な能力の調査がある[3][4]。この調査では 1960 年～2000 年代に図書館長経験者等が記した論文・記事を調査し、特に重要と考える業務、日常業務の従事頻度、館長に必要な能力等を抽出し全国の現職館長を対象とした質問紙調査を実施している。アンケートの設問はこの2つの全国調査を基本とし、これらとの比較を行うことを考慮する。この他に国立国会図書館等の研修の実態調査[5][6]、研修実施機関の研修内容[7][8][9]及び既往研究[10][11][12][13][14][15]を参考として、アンケートの設問を表1のように構成した。

表1. アンケートの設問構成

項 目	設問内容			
勤務状況	問1.勤務年数(7択)　問2－1.職位(5択)　問2－2.1週あたり所定労働時間(時間記入)			
司書資格	問3.司書資格取得状況(4択)　問4.取得時期(3択)			
	問5.取得時の支援(7択)　問6.取得支援の要望(6択)　問7.取得しない理由(5択)			
業務	問8.業務(分担・割合=従事時間/勤務時間)		問9.重要度	問10.習熟度
	マネジメント関係　(11種)	左記業務のうち従事している業務を選択し勤務時間に占める割合を記入	左記業務のうちから重要な業務を選択(8つまで)	左記の各業務の習熟状況(すべてに○か×を記入)
	テクニカルサービス (6種)			
	パブリックサービスA(6種)			
	パブリックサービスB(9種)			
能力等	問11.能力、知識及び技能のジャンル18種類から下記11A、11B、11Cを選ぶ。(複数可)			
	A:今後求められるもの　B:既に学習済み　C:学習を希望			
学習方法	問12.能力、知識及び技能の学習方法18種類から下記12A、12B、12Cを選ぶ。(複数可)			
	A:既に経験している方法　B:今年度の実績(回)　C:今後の意向(○か×)			
	問12-2 通学中、活動中の大学、団体等(記述)　問12-3 評価の高い講座、研修等(記述)			
属性等	問13.異動意向等　問14.満足度　問15.性別　年代			

4. アンケートの状況と新宿区立図書館のあらまし

新宿区立図書館は 11 館と1分室(新宿区役所内分室)があり、各館の規模及び利用実績[16]は表2のとおりである。分布は館から概ね半径 800 メートルで新宿区のほぼ全域をカバーしている。アンケートは平成 31 年 3 月 1 日から同月 25 日にかけて実施した。回答状況からの各館のあらましも表2に示す。

表2.新宿区立図書館の規模等とアンケート回答の状況

運営主体別・館別		区	O社				P社			Q社	R社	計
		中央	A館	B館	C館	D館	E館	F館	G館	H館	I館	
規模	専有面積(㎡)	5,773	654	1,121	1,042	1,091	2,351	527	730	515	593	14,397
	収容能力(万冊)	40.0	5.1	8.4	6.9	6.2	12.0	4.1	6.2	6.2	6.9	102.0
	貸出実績(万点)	35.7	18.7	17.9	22.2	38.8	46.6	19.3	15.4	28.1	14.1	256.8
	来館実績(万人)	43.4	10.3	12.8	13.8	21.0	31.8	12.2	13.8	12.7	10.0	181.8
回収/配付数		44/64	14/14	10/10	14/14	11/15	29/29	11/11	19/22	13/14	11/15	176/208
回収率%		68.8	100.0	100.0	100.0	73.3	100.0	100.0	86.3	92.8	73.3	84.6
回答者数	男	22	3	2	3	4	6	3	6	0	4	53
	女	19	11	7	10	7	21	7	11	13	6	112
	計	41	14	9	13	11	27	10	17	13	10	165
図書館の通算経験年数	1年未満	1	0	0	2	2	2	0	2	1	0	10
	1~3年	5	3	5	3	1	3	0	2	2	6	30
	3~5年	10	4	2	3	6	5	2	7	2	2	43
	5~10年	14	5	3	3	2	15	6	4	4	2	58
	10~15年	7	1	0	2	0	3	3	3	4	0	23
	15~20年	7	0	0	1	0	1	0	1	0	1	11
	20年以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
職層別内訳	責任者	4	3	3	3	3	2	2	3	2	1	26
	リーダー	7	1	2	1	1	8	2	3	2	3	30
	一般常勤	13	6	4	6	6	3	3	2	7	1	51
	短時間	19	4	1	1	1	14	3	11	2	6	62
	その他	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7
司書	司書	27	9	7	8	8	19	9	11	12	8	118
	司書率%	65.9	64.3	77.8	61.5	72.7	70.4	90.0	64.7	92.3	80.0	71.5

※無回答があるため合計数は一致しない。

5. アンケートの集計結果の分析と考察

アンケートの集計結果の分析は、今回の新宿区立図書館調査と全国の司書調査及び公立図書館長調査との比較、また、区の直営館と指定管理館との比較を行う。比較は、母比率の検定のZ検定により有意差を検出するとともに、順位の上位の項目の比較など行い考察する。

5.1. 司書資格取得の支援方法等

新宿区の職員の司書資格の取得時期は全国に比して図書館に配属後の取得が有意に多い。司書資格取得を奨励する方策としては、新宿区職員は公費による受講費用の支弁及び代替職員の確保が指定管理者に比して有意に有効な支援措置となっている。一方、指定管理者は、各指定管理者によって支援の方策は異なるが、司書取得時の祝い金の支給、司書資格の手当の支給の他にもアドバイスやシフト勤務設定の工夫による受講時間の確保などなされている。司書資格を取得しない理由としては、費用、時間の制約といった条件以外に「あまり役にたたないと思う」も少なからず挙げられている。

5.2. 業務の実態及び重要度の評価と習熟度

業務の要素として、計画立案、財務、人事管理といったマネジメント系として 11 業務を、また、図書館資料の選定、発注、受入、書誌データ加工などのテクニカルサービスとして6業務を、さらに貸出返却処理、レファレンス、リクエスト、予約などの基幹的パブリッククサービスとして6業務を、そして映写会等の集会行事、障害者、多文化、児童サービスなど分野別のパブリックサービスとして9業務を既往調査等から抽出して提示し、勤務実態、重要度及び習熟度の回答の集計結果を表3に示す。

表3.図書館業務の勤務実態と重要度及び習熟度

	図書館の業務	業務配分						重要度			習熟度			評価
		全国	区	Z	中央	指定	Z	N	R	Z	N	R	Z	
1	計画の企画立案	0.0	2.6	**	10.5	2.4		54	8	*	-41	15		☆
2	館外の各種会議への出席	0.0	1.8	**	2.6	2.1		7	27		-5	9	*	
3	区の他部署との連絡調整	0.0	2.0	**	18.3	1.0		24	19		-75	23		
4	予算・決算等の財務会計	0.0	1.7	**	19.5	0.5	*	38	12		-89	27		
5	人事管理	0.0	1.5	**	8.5	1.2		31	16		-89	27		
6	施設の維持管理	0.0	1.2	**	12	0.5		45	10	*	-70	20		☆
7	要望・苦情処理の対応	0.0	1.4	**	7	1.2		62	6	*	-15	11		☆
8	広報活動	3.2	1.5	**	4.5	1.6		35	14		-66	19		
9	統計関係	0.0	1.7	**	8.5	1.4		13	23		-52	18		
10	マスコミ取材の対応	0.0	0.1	**	1	0.1		3	29		-97	29		
11	その他庶務(文書集配等)	0.0	1.1	**	10	0.6		2	31		-41	15		
12	図書館資料の選定	18.1	4.6	**	18	4.5		137	1	*	31	7	*	
13	図書館資料の発注・受入	6.2	4.5	**	16.8	4.5		61	7	*	8	8	*	
14	書誌データ加工等	6.9	1.2	**	6	1.1		8	26		-42	17		
15	配架・所蔵点検	8.4	12.5	**	24.9	14.2		84	4	*	143	2	*	
16	図書館資料管理(修理等)	0.0	3.4	**	6.6	3.9		39	11		77	3	*	
17	除籍・リサイクル	0.0	2.8	**	6.5	3.1		18	21		35	6	*	
18	貸出・返却処理	23.3	26.9	**	68	29.4		110	3	*	148	1	*	
19	レファレンスサービス	7.5	4.2	**	13.4	4.3		119	2	*	77	3	*	
20	リクエスト・予約処理	6.3	5.7	**	22.3	5.5		50	9	*	76	5	*	
21	相互貸借	0.0	3.0	**	20	2.1		24	19		-15	11		
22	大学図書館等との連携	0.0	0.1	**	0.8	0.1		10	24		-79	24		
23	団体貸出	0.0	0.5	**	5.2	0.2		3	29		-37	14		
24	多文化サービス	0.0	2.3	**	2	2.8		26	18		-14	10	*	
25	児童サービス	0.0	0.7	**	3.9	0.5		38	12		-71	22		
26	グループ・団体等との連携	0.0	0.8	**	0.2	1.0		29	17		-101	31		
27	ボランティア活動の支援	0.0	4.8	**	6	5.8		84	4	*	-21	13		☆
28	図書館システムの管理	0.0	0.9	**	4.5	0.8		16	22		-82	25		
29	館内ICT環境の管理	0.0	0.3	**	1.5	0.2		10	24		-84	26		
30	学校との連携	0.0	0.4	**	3.5	0.2		32	15		-99	30		
31	その他	0.0	3.8	**	5.3	0.1		5	28		-70	20		

表の構成比は各設問内の構成比である。母比率の有意差検定は以下の式により求めた。また順位値の比較判定もZ欄に記載。
ABS(X構成比-Y構成比)/SQRT(P*(1-P)*(1/X回答数+1/Y回答数)), P=2*(1-NORMSDIST(T値)), :両側検定, 有意水準0.01=Z=2.58, は判定マーク:＊＊。有意水準0.05=Z=1.96,の判定マークは:＊。またNは合計値、Rは順位を示している。以下同じ。

全国の司書調査に比較して新宿区立図書館の各業務の配分はいずれも有意に差がある。これは全

国調査が司書業務のみを対象にしているのに対して、今回の本研究の調査はマネジメント系の業務を含めて回答を求めたためである。業務分担の区直営館と指定管理館との比較においては、予算決算等の財務的事務以外は有意差はなかった。次に重要度については、各回答数の合計を順位(降順)づけし、上位10位を重要度「高」として「＊」マークを付した。各業務の習熟度についても回答数の合計を順位づけし、上位 10 位を習熟度「高」として「＊」マークを付した。そして、スキルアップを図るべきターゲットとして、重要度は高いが習熟度が低い業務について「☆」を付した。その結果、「計画の企画立案」、「施設の維持管理」、「要望・苦情処理の対応」及び「ボランティア活動の支援」は重要度が高いと認識されているにも関わらず習熟度が低く、今後特にスキルアップが望まれる分野である。

5.3. 求められる能力等とその学習の状況

全国の司書調査における「今後求められる能力、識及び技能について」と同様の選択肢による設問と、それに加えて各能力等の習得状況及び今後の習得希望についてまとめたものが表4である。

表4.図書館業務に必要な能力、知識及び技能の今後と習得状況

	図書館業務に関する能力・知識・技能	全国との比較						評価	学習済み			評価	学習希望			評価
		全国	R	Z	区	R	Z		%	R	Z		%	R	Z	
1	図書・資料の選定能力	82.5	1	＊	5.9	4	＊	○	10.6	2	＊		5.5	8	＊	☆
2	図書・資料の収集能力	70.6	5	＊	5.6	8	＊	○	9.8	3	＊		4.4	15		
3	図書・資料の管理能力	72.0	3	＊	5.5	10	＊	○	8.6	4	＊		4.8	12		
4	電磁的記録等の非図書資料の知識及び収集管理能力	48.7	15		5.8	7	＊		2.6	16		◎	6.0	5	＊	
5	図書館資料の組織化・分類能力	50.5	13		4.9	16			5.5	7	＊		4.5	14		
6	資料検索などのデータベースの利用能力	75.7	2	＊	6.1	2	＊	○	10.8	1	＊		6.1	4	＊	☆
7	コンピュータなど情報通信機器に関する知識や活用能力	70.3	6	＊	6.2	1	＊	○	5.5	7	＊		7.6	2	＊	☆
8	組織経営やマネジメントに関する知識・能力	45.5	16		5.3	14			2.6	16			4.4	15		
9	事業計画等の企画・立案能力	54.4	11		5.4	12			5.1	9	＊		4.6	13		
10	地域の組織・団体との折衝・協力などコミュニケーション能力	63.6	9	＊	5.6	8	＊	○	4.8	11			4.1	18		
11	図書館の利用指導に関する知識及び指導能力	55.5	10	＊	5.2	15			6.8	5	＊		4.4	15		
12	外国語の会話・読解能力	41.3	18		5.8	6	＊		2.5	18		◎	8.8	1	＊	
13	障害者・高齢者サービスに関する知識・能力	50.0	14		6.1	3	＊		4.3	12		◎	6.0	5	＊	
14	利用者ニーズを的確に把握する能力	71.6	4	＊	5.9	5	＊	○	5.7	6	＊		5.9	7	＊	☆
15	専門分野の図書・資料の選定・収集・管理能力	52.1	12		4.9	16			3.5	13			5.2	10	＊	
16	著作権や知的財産権の制度に基づく業務処理能力	66.2	8	＊	5.5	11			5.1	9	＊		7.2	3	＊	
17	先進的な実践事例や参考となる取組の収集能力	41.5	17		4.9	18			3.1	14			5.3	9	＊	
18	図書館の必要性や意義を外部の人に説明する能力	66.7	7	＊	5.4	12			3.1	14		◎	5.2	10	＊	
19	その他	3.0	19		0.1	19			0.2	19			0.2	19		

各回答数の全回答数に対する割合のそれぞれについて順位(降順)を付し、上位 10 位の範囲に入るものと比較すると、新宿区は全国とほぼ同様の順位のであることが明らかとなった。特に、資料の選定と収集及び管理の能力、データベースの利用能力、コンピュータなどの情報通信機器に関する能力及び利用者ニーズを的確に把握する能力が共通して必要な能力等として抽出された(表中○印)。これに対して、既に学習済みとされている以外で位の順位のものは、電磁的記録等の非図書資料に関するもの、外国語、障害者高齢者サービスなど多様なニーズへ対応するもの及び図書館の必要性や意義を外部の人に説明する能力が未学習の状況にあり(表中◎印)、これらは今後の強化が特に望まれる。

今後の学習希望の分野で共通して関心が高い分野は、資料の選定能力、データベース利用能力、コンピュータなどの情報通信機器に関する能力及び利用者ニーズを的確に把握する能力が抽出された(表中☆印)。今後ともこれらは学習内容を工夫しながら継続的に研修等に取組む必要がある分野と考えられる。

5.4. 効果的な学習方法

学習方法の項目設定に関しては、上司や同僚に教えてもらう。といった職務を通じてのオンザジョブトレーニンから国会図書館、文部科学省、都道府県立図書館などの公的機関が実施する研修への参加、指定管理者の実施する研修、大学の専門教育の通学、自主的な勉強会への参加及び自己学習など18種類の学習方法を設定しした。それらを提示し、それぞれについての自身のこれまでの体験の有無、また本調査の年度(平成 30 年 4 月から同31年3月末まで)における各研修の参加回数及び今後の意向(「新たに、または引き続きその学習方法をはじめたい、または継続したい。など」について尋ねた。その結果を表5に示す。上司や同僚に教えてもらうオンザジョ

ブトレーニングが最も効果的であると認識されており、次に館内の研修、中央図書館の行う研修、指定管理者の行う研修及び自己学習の評価が高かった。また、図書館総合展、ビジネスライブラリアン講習会など公的機関のセミナーなどの参加についても評価が高かった。その反面、合計値(N)がマイナスを示している評価の低い学習方法としては、大学の通学や学会発表などがあげられ、より現場に即した実践的な学習が望まれている。また、自由記述からは積極的に学ぶ姿勢が多く伺われた。特に、研究会や勉強会といった自主グループに参加することで主体的に教えまた学ぶという双方向のコミュニケーションが図れる環境づくりが重用であることも示唆された。

表5.効果的な学習方法

	習得方法	既に実施			今年度実績			今後の希望			評価
		%	R	Z	%	R	Z	N	R	Z	
1	上司や同僚に聞いて教えてもらう	21.8	1	*	72.9	1	*	88	1	*	☆
2	職場(館内)での研修会に参加	18.5	2	*	4.8	3	*	72	2	*	☆
3	新宿区立中央図書館の行う研修に参加	12.3	3	*	2.1	5	*	54	3	*	☆
4	指定管理者が所属職員に向けて行う研修に参加	12.0	4	*	3.7	4	*	32	9	*	☆
5	文部科学省の行う研修に参加	1.5	13		0.3	12		19	11		
6	国会図書館の行う研修に参加	2.0	11		0.2	14		40	6	*	
7	都道府県立図書館が行う研修に参加	4.5	8	*	0.7	9	*	43	5	*	☆
8	日本図書館協会が行う研修に参加	2.9	9	*	0.2	13		34	7	*	
9	その他の公的機関が行う研修に参加	4.9	7	*	1.0	6	*	28	10	*	☆
10	図書館に関するセミナーなどに参加	5.4	6	*	0.9	7	*	34	7	*	☆
11	大学の公開講座などに参加	1.2	14		0.4	11		7	12		
12	大学の図書館関係の学部に通学	2.3	10	*	0.1	16		-34	15		
13	大学院の図書館関係の研究室に通学	0.0	19		0.0	18		-41	17		
14	図書館に関連する学会に所属して学会の催しに参加	0.4	17		0.0	18		-45	18		
15	図書館に関連する学会で発表や論文を投	0.5	16		0.0	17		-49	19		
16	図書館関係の協会に所属してその催しに参加	0.8	15		0.7	9	*	-40	16		
17	勉強会など任意の自主グループに参加	1.8	12		0.7	8	*	-19	14		
18	自分で独習	6.7	5	*	11.2	2	*	46	4	*	☆
19	その他(　　)	0.4	17		0.1	15		1	13		

6. 結論と今後の展望

全国調査との比較などを通じて、新宿区立図書館職員の研修ニーズと今後の方向性について統計分析を通じて次のことを明らかにした。まず今後職員のスキルアップを図るべきターゲットは、「計画の企画立案」、「施設の維持管理」、「要望・苦情処理の対応」及び「ボランティア活動の支援」であることが明らかとなった。次に、今後必要とされる能力等であるにもかかわらず未習の状況にあるのは、電磁的記録等の非図書資料に関するもの、外国語、障害者高齢者サービスなど多様なニーズへの対応及び図書館の必要性や意義を外部の人に説明する能力であり今後特に強化が必要である。次に、資料の選定能力、データベース利用能力、コンピュータなどの情報通信機器に関する能力及び利用者ニーズを的確に把握する能力は今後も継続して習得すべきものであることが判明した。また学習方法については双方向のコミュニケーションが図れる環境づくりが学習意欲を高めるということが示唆された。特に研修は、より現場に即し、より実践的な内容であることが望まれていることが明らかになった。

今回の研究では研修を受講する側の意識等は把握できたが、研修の企画運営に当たっている担当者等や利用者の図書館職員の能力への期待などは把握できなかった。今後、幅広く関係者の意識を把握することを通じて、より構造的に職員スキルアップの課題を把握し多様なニーズに見合う魅力的な研修プログラムづくりに役立てていきたい。。

謝辞等

新宿区立図書館には、全面的なご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。またご回答をお寄せくださった職員の皆さまに重ねて感謝申し上げます。なお、本研究は、個人の研究であり、新宿区立図書館及び筆者の所属する機関等の公式見解等を示すものではありません。

引用及び参考文献

1)これからの図書館の在り方検討協力者会議,図書館職員の研修の充実方策について（報告）,文部科学省,2008.6

2)文部科学省生涯学習政策局,図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書，文部科学省委託調査研究,2007.3,http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/07090599.htm（2019.02.07 参照）

3) 毛利 るみこ,大庭 一郎,日本の公立図書館長に求められる能力に関する調査，図書館界 68(6), 400-418, 2017

4) 毛利 るみこ,大庭 一郎,日本の公立図書館長に求められる能力に関する調査，図書館界 68(5), 2015

5) 国立国会図書館，図書館職員を対象とする研修の国内状況調査，図書館調査研究リポート No5，2005

6) 全国公共図書館協議会全国調整委員会，2006 年度（平成 18 年度）公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書，全国公共図書館協議会，2007

7) 文部科学省，霞が関だより(第 179 回)平成 30 年度の図書館職員に関する研修の開催について，図書館雑誌 = The Library journal 112(9), 622, 2018-09

8) 国会図書館の研修 http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/fy2018/index.html (2019.02.06.参照)

9) 日本図書館協会の研修 http://www.jla.or.jp/jla/tabid/585/Default.aspx (2009.02.06 参照)

10) 薬袋 秀樹，平久江 祐司，図書館職員の研修・リカレント教育に関するニーズ--図書館職員へのアンケート調査から（特集「地域の情報化推進拠点」としての図書館), 現代の図書館 37(2), 66-71, 1999-06

11) 薬袋 秀樹，図書館職員の研修と専門職の形成--課題と展望（特集 図書館員の専門性向上と研修），図書館雑誌 96(4), 230-233, 2002-04

12) 坂口 まゆみ，図書館職員における研修・研究活動の現状と課題：『成長する有機体』へのアドボカシー，館灯 42(0), 27-34, 2004

13) 木内 公一郎，公共図書館職員の研修への意識と考え方--アンケート調査から読み取る，観光文化研究所所報 (7), 13-22, 2009-03

14) 根本 彰，米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム，図書館界 68(1), 2-14, 2016

15) 小山 信弥，集：「図書館の人材育成」の編集にあたって，情報の科学と技術 67(8), 399-399, 2017

16) 新宿区立中央図書館編集・発行,しんじゅくの図書館 2018,2018.9

Word2Vec の分散表現による単語間の類似度の特徴：LDA および NMF と比較して

門脇夏紀(慶應義塾大学大学院文学研究科)　kadowaki.72@keio.jp

【抄録】

本研究では，文脈から単語の意味を推定し分散表現を生成するアルゴリズムである Word2Vec と，文書集合中の潜在的なトピックを推定する LDA および NMF とでそれぞれ算出される単語の類似度の比較を行う。具体的には，予め恣意的に選択した 50 単語について，各手法で析出された単語の表現を基にクラスタリングを実行し，nMI を用いて比較した。その結果，Word2Vec は LDA と NMF とは異なる性質を持つことが明らかとなった。

1. はじめに

深層学習などのニューラルネットワークを自然言語処理に応用するためのアルゴリズムである Word2Vec を利用した研究が盛んに行われている。後述するように，Word2Vec は単語の意味の分散表現を生成するためのアルゴリズムで，同じような文脈で使われる語は類似しているという仮定の下に，教師なし学習によってこの分散表現を生成する。

したがって，この分散表現により単語間の類似度を求めることが可能になる。この種の類似度の計算法は，図書館情報学分野をはじめとして長年研究されてきた。例えば，2000 年代前半に提案された LDA(Latent Dirichlet Allocation)[1]は，文書集合に内在する潜在トピックを析出するためのアルゴリズムで，類似した単語が同じトピックに属することになる。このような既存の方法により求められる類似度と比べて，Word2Vec による類似度がどのような特徴を持っているのかはまだ明らかにはなっていない。

そこで本研究では，Word2Vec により計算される類似度と，従来手法である LDA および NMF (Nonnegative Matrix Factorization)による類似度との比較を行う。具体的には，英語の新聞記事(Reuters)を用い，これらの 3 手法により類似度を求め，それぞれに対して語のクラスタリング(階層的クラスタリングおよび MDS(多次元尺度構成法))を実行する。そして，その結果を比べることにより，それぞれの特徴の分析を試みる。

2. Word2Vec の概要

例として，ニューラルネットワークを使って，図書の自動分類を試みる状況を考える。この際，出力層のノードは，0～9 類の NDC 上位 1 桁に対応し，図書の書名や目次等に使われている語を入力層のノードとして設定するものとする。

図 1 に，このニューラルネットワークのイメージを示す。この図では，隠れ層が一つ組み込まれている。隠れ層は分類の精度を向上させるために組み込まれるもので，隠れ層が 2 層以上の場合，全体が 4 層となり，一般に 4 層以上が深層学習と呼ばれている。この際の問題点は，ニューラルネットワーク中で推定しなければならないパラメータが増えてしまうことである。推定を必要とするパラメータが増えれば，人手で正解が付与された大量の訓練データが必要になってしまう。

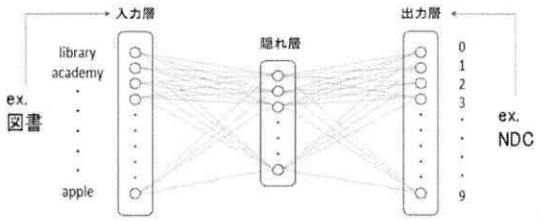

図 1 ニューラルネットワークでの自動分類

これを解決するためのアルゴリズムの一つが，Word2Vec である。その基本的なアイデアは，入力層と隠れ層との間のパラメータの推定に，貴重な訓練データを使うのではなく，Wikipedia などの別のコーパスを使うことにある。これによって，訓練データで推定するパラメータが激減し，上記の問

題が解決される。

ただし，もちろん Wikipedia は正解付きデータではない。そこで Word2Vec は，「同じような文脈で使われる語は類似している」という仮定の下に，教師なし学習によって，図 1 における隠れ層の推計を行う。実際には，この隠れ層は実数を要素とするベクトルであり，分散表現と呼ばれている（2013 年に Mikolov ら[2] により提案された）。

分散表現を計算するには，予めこの要素の数（次元数）を設定しなくてはならない。この要素数が 5 ならば，分散表現は例えば，

$$[0.8,\ -0.2,\ 0.5,\ 0.1,\ -0.3] \qquad (1)$$

のようになる。

3. 実験の手順と方法

3.1 実験の枠組み

実際の英語の新聞記事データを用い，Word2Vec と LDA，NMF により算出される類似度の比較を，それらに基づく階層的クラスタリングおよび MDS の結果を使って行う。それぞれの方法で生成されるクラスタ集合間の類似性を測る際には，クラスタリング結果を評価するための指標である nMI（Normalized Mutual Information）を利用する。

3.2 LDA と NMF

LDA では，与えられた文書集合から，確率 P（単語｜潜在トピック）の推定を試みる。例えば，P(home|family) の確率は P(home|economy) よりも大きくなるだろう。単語「home」は，潜在トピック「economy」よりも「family」に深く関与すると想定されるためである。

その際，分散表現中の要素数を予め設定したのと同様に，事前に潜在トピックの数を決めなくてはならない。その結果，LDA によって計算されたそれぞれの P（単語｜潜在トピック）の値を，一つの単語について並べれば，Word2Vec による分散表現と同じ形式のベクトルが得られる。

一方，NMF は，図 2 のように，「文書×語」の出現回数行列を二つの行列に分解するアルゴリズムである。この際，二つの行列中の要素の値は全て非負となる。その実行には，潜在トピックの数を決めたのと同様に，右辺の分解された行列の列数（左側）または行数（右側）を予め指定する必要がある（図中では r として表示）。図中に斜線で示した r 次元ベクトルは一つの単語に対する実数の並びであり，形式的には(1)式の Word2Vec による分散表現と同じである。

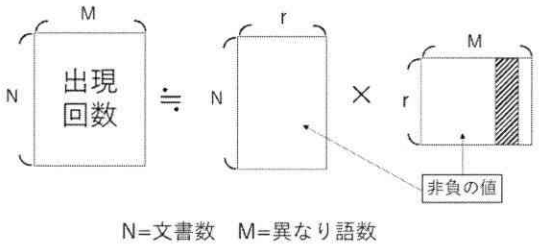

図 2 NMF についての概念図

3.3 クラスタリングの方法

階層的クラスタリングおよび MDS を実行するにあたっては，単語の二つのベクトルの間の余弦係数を計算し，その数値を 1.0 から差し引くことによって距離（非類似度）に変換する。階層的クラスタリングとしては，標準的な凝集型の完全連結法，MDS については通常の計量的なアルゴリズムを使用した。

なお，単語の集合を複数のクラスタに分割する際には，階層的クラスタリングにより得られたデンドログラムの切断（cut）を用いた。

3.4 使用するデータとシステム

機械学習の実験用に構築された，Reuters Corpus Volume 1（RCV1）[3] をデータとして用いた。実際には，1996 年 8 月 20 日～31 日に Reuters に掲載された 6,374 件の記事を抽出して分析の対象とした。

Word2Vec については，Apache Spark の Java 用ライブラリを用い，LDA と NMF は，慶應義塾大学岸田研究室の Java モジュールで実行した。その際，Stanford Log-linear Part-Of-Speech Tagger のライブラリにより，記事中の単語に品詞を付与したうえで，Word2Vec については名詞と動詞のみを選び，LDA と NMF については名詞のみを選択した。その後，選択した語に対して Porter のアルゴリズムにより語幹を抽出し，それらに対して Word2Vec，LDA，NMF をそれぞれ実行した。

階層的クラスタリングおよび MDS の実行には R 言語を使い，それぞれ hclust 関数，cmdscale 関数を適用した。

3.5 対象となる語の選択

上記の方法により，6,374 件の記事中で名詞とし

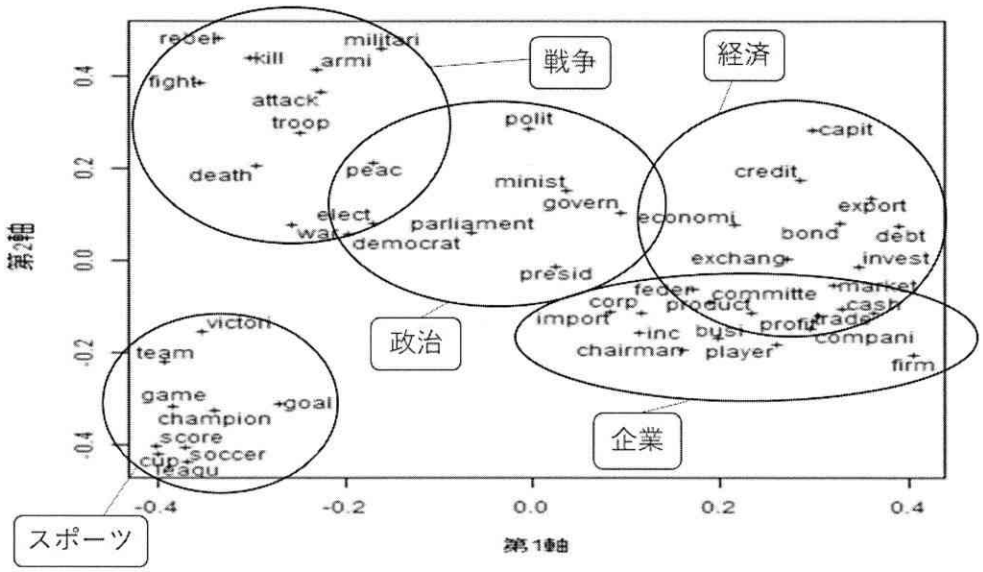

図3 Word2Vec での MDS の結果

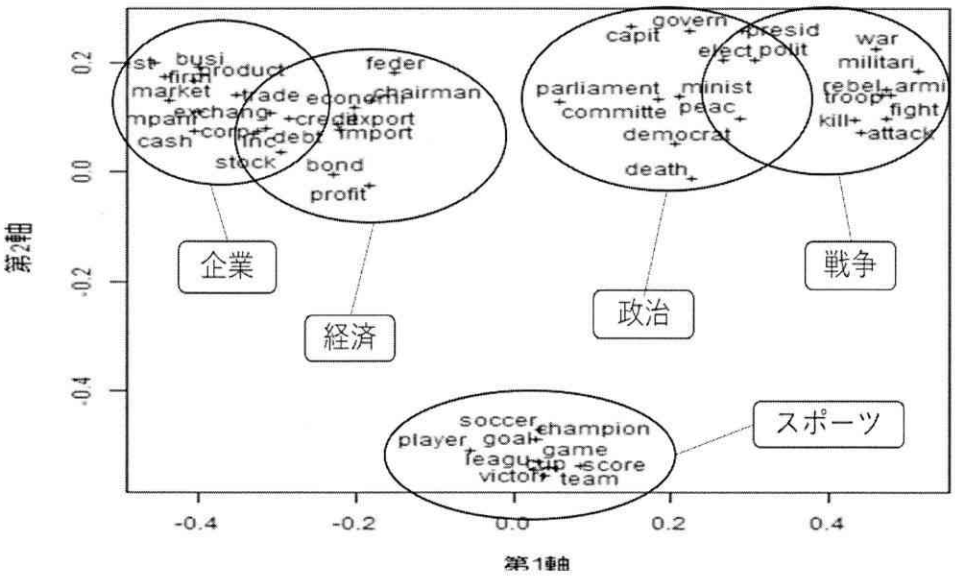

図4 LDA での MDS の結果

て識別された単語から抽出された語幹の総数は異なりで47,362語，延べで2,134,344語であった。したがって，この場合の平均文書長は約334語となる。

そこで，こられの語幹を出現記事数の多い順に並べ，上位から順に5大カテゴリ（政治，経済，企業，戦争，スポーツ）に該当するものを，10個ずつ合計 50 個恣意的に選んだ。この選択にあたっては，各カテゴリで特徴的な語をそれぞれ抽出するようにした。クラスタリングにより，それらがうまくまとまるかどうかに着目し，各手法での単語の類似度の特徴付けを試みるためである。

また，5 大カテゴリによる単語の区分を正解クラスタ集合とみなして，各クラスタリング結果を nMI で評価する。

4. 実験結果

Word2Vec での分散表現の次元数，および LDA と

NMF での潜在トピック数を，今回は全て 100 とした。Word2Vec については，文脈として考慮する単語の数(window size)を 5，反復計算回数を 1,000 として実行した。LDA のハイパーパラメータについては事前調整を試み，α=0.1，β=0.45 を採用した。またギブスサンプリングの反復計算回数は 2,000 で実行した。NMF については，反復計算回数を 200 に設定し，図 2 のような分解を求めた。

図 3 と 4 は，MDS の実行結果であり，図 3 は Word2Vec，図 4 は LDA に基づいている。どちらの手法でも，5 大カテゴリは概ねまとまっている。さらに，経済と企業，戦争と政治はそれぞれ近くに配置されており，このことはわれわれの常識とほぼ一致する。一方，各カテゴリのまとまりの良さに関しては，Word2Vec よりも LDA の方が比較的優れているように思われる。なお，NMF での結果は LDA の方に，より類似していた。

次に，階層的クラスタリングによるデンドログラムに cut を適用した例を図 5 に示す。これは R の cutree 関数を用い，クラスタ数が 7 になるようにした結果である（なお，これはあくまで例であり，今回はすべて「5」で cutree 関数を適用した点に注意)。同じ手順で，LDA と NMF についても階層的クラスタリングおよび cut を実行した。

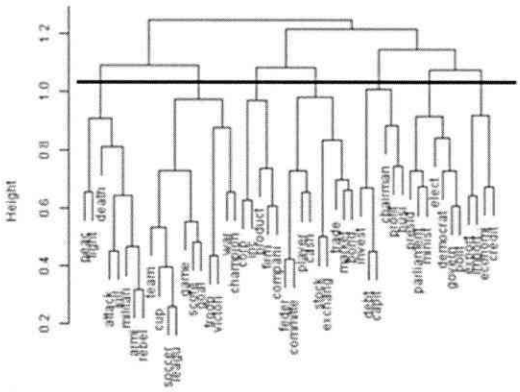

図 5 Word2Vec での階層的クラスタリング

この結果，それぞれ 5 個のクラスタから成る三つのクラスタ集合が得られ，それらの間での nMI を計算したところ，表 1 のようになった。nMI は基本的には二つのクラスタ集合間の「近さ」を測る指標であり，近いほどその値は大きくなる。

表 1 では，LDA と NMF の間で nMI の値が 0.738 と最も高く，このことは，これらの方法により求められる単語の類似度が比較的似ていることを暗示している。それに対し，Word2Vec の結果は，他の手法のそれとは多少異なっていることが読み取れる。

また表 1 には，単語を抽出元の 5 大カテゴリで分割したもの(Answer)との間の nMI も示されている。この Answer を正解集合とみなせば，最も優れているのは NMF で，以下，LDA，Word2Vec の順となる（それぞれ 0.646，0.615，0.603)。

表 1 クラスタ集合間の nMI の値

	Word2Vec	LDA	NMF
LDA	0.519	—	—
NMF	0.399	0.738	—
Answer	0.603	0.615	0.646

5. おわりに

本研究により，Word2Vec と従来手法である LDA および NMF とでは，それらから計算される単語の類似度にやや異なる傾向があることが明らかとなった。その原因については，今後の研究課題である。

謝辞

慶應義塾大学文学部岸田和明教授の Java モジュールを使用させていただきました。また，研究にあたってご指導いただきました。

参考文献

1) Blei, David M.; Ng, Andrew Y.; Jordan, Michael I. Latent Dirichlet Allocation. Journal of Machine Learning Research. 2003, vol. 3, p. 993-1022.

2) Mikolov, Tomas; Yih, Wen-tau; Zweig, Geoffrey. “Linguistic regularities in continuous space word representations”. Proceedings of the 2013 Conference of the North American Chapter of the Association for Computational Linguistics. 2013, p. 746-751.

3) Lewis, D. D.; Yang, Y.; Rose, T.; Li, F. RCV1: A new benchmark collection for text categorization research. Journal of Machine Learning Research. 2004, vol. 5, p. 361-397.

漢籍利用者はどのように漢籍を使うのか

木村麻衣子（慶應義塾大学）　mayizi@keio.jp

漢籍利用者の漢籍利用行動の全体像を把握することを目的として，漢籍利用者 5 名に対するインタビュー調査を実施した。インタビューの録音データに対して二段階のコーディングを行い，各研究者の研究行動の流れを統合したアクティビティ図を作成した。アクティビティ図によって，今回の調査で語られた範囲での，漢籍を利用する研究者の研究行動を一覧することが可能となり，また各行動において使用される情報源も明らかとなった。

1. 背景と目的

国際図書館連盟(IFLA)が発表した Functional Requirements for Bibliographic Records (FRBR)およびその後継である IFLA Library Reference Model: a Conceptual Model for Bibliographic Information (IFLA LRM)は，利用者タスクに根差した概念モデルであり，利用者のニーズ，あるいは情報行動をふまえた上で，ある利用者タスクを満たすためにはどの書誌データ項目が必要であるかを考慮して書誌データを作成することの重要性を示唆している。

しかし，FRBR や IFLA LRM で定義された「利用者タスク」は，何に基づいて確定したものなのか，具体的な根拠が示されているわけではない。利用者層，利用目的，資料群などによって，利用者タスクは異なる可能性もある。また利用者タスクを確定するためには，利用者の一連の情報行動を理解する必要がある。

本研究は，漢籍という資料群を対象に，その利用者の情報行動から，利用者タスクを確定し，各利用者タスクに対応する漢籍の書誌データ項目を明らかにすることを最終的な目的とする。その第一歩として，まず漢籍利用者の研究行動全体を把握することを目的として調査を行った。

2. 調査の概要

2.1 調査方法

2018 年 7 月から 2019 年 3 月にかけて，研究に漢籍を利用する 5 名の研究者に対し 1 時間から 2 時間程度のインタビュー調査を実施した。調査はクリティカルインシデント法を用いた半構造化インタビューとし，原則として以下の質問項目について尋ねた。

① 研究分野
② 最近の研究内容
③ 現在または直近の研究において使用している/使用した漢籍の書名
④ 上記③の漢籍との出会いの状況
⑤ 上記③の漢籍の利用方法
⑥ 普段，漢籍が必要となった場合に入手する方法
⑦ 普段，漢籍の現物と，画像データ，テキストデータをどの程度の割合で利用するか

インタビューは対象者の同意のもとで録音し，研究行動に関わるすべての発言について二段階のコーディングを行った。具体的には，一次コーディングではすべての発言を内容ごとにセグメントに分割し，1 件のセグメントに対し，発言の意味するところを表す 1 件以上のコードを与えた。二次コーディングでは似た意味のコードや同一の情報源について述べているコードのグルーピングを行って二次コードを付与した。

生成されたコードを使って，まずそれぞれの研究者の研究行動の流れを理解するためのマインドマップを作成した。最後に，複数の研究者の研究行動を統合し，二次コードを使用して UML（統一モデリング言語）のアクティビティ図を作成した。研究行動の流れをアクティビティ図として描く手法は Thomer らが地球生物学の研究室の 10 年分のフィールドノートと実験データを分析した先行研究[1]で用いており，参考にした。マインドマップ及びアクティビティ図作成の過程で，二次コードの見直し，分割，統合，一次コードの削除や再付与を必要に応じて行った。インタビューの使用言語は日本語及び中国語であるが，コードの付与はすべて日本語で行った。

2.2 調査対象

5 名の調査対象者の属性を表 1 に示す。調査対象となる研究者は，漢籍を日常的に研究に使用している研究者とする。ここでの漢籍とは，おおむね 1911 年以前に中国人によって漢文で著述・刊行された資料を指すが，漢籍の現物資料だけでなく，漢籍のテキスト（本文）や版面のマイクロフィルム，デジタルアーカイブ等で提供されている版面の画像等も含まれる。

調査の対象者は，インタビュー回答者に研究者を紹介していただくスノーボールサンプリング法により現在も募っている。ただし本発表における対象者 5 名のうち 4 名は発表者の直接の知人であり，1 名は調査対象者でない知人にご紹介いただいた方である。対象者の専門分野は，対象者が回答した分野名をそのまま表 1 に掲載した。

3. 結果

3.1 コーディング

対象者 5 名分を合わせて全 864 件のセグメント

表1. 調査対象者属性

対象者	調査年月	年齢層	研究拠点	専門分野	セグメント数
A	2018年7月	30代前半	日本	書誌学，中国前近代史，中国哲学思想	216
B	2018年8月	40代前半	中国	宗教文学(道教)，戯曲，中国古典文献学	182
C	2018年9月	60代後半	日本	中国哲学思想(道教)	74
D	2018年9月	50代後半	日本	文献学，日本語史	113
E	2019年3月	30代前半	日本	書誌学	279

に対し905件の一次コードを付与し，それらは58件の二次コードに振り分けられた。二次コードの例を，付与数が多い順に10件挙げて表2に示す。1件の一次コードに対し複数の二次コードが付与されている場合がある。

表2. 二次コードの例

順位	二次コード	一次コード件数
1	研究関連発言	145
2	研究内容	79
3	不満・要望	68
4	全文テキストDB検索	53
5	研究環境	48
6	版面画像の入手	39
7	現物調査	37
8	版面画像DB検索	36
9	目録の利用	29
10	全国漢籍DB検索	28

二次コードの付与にあたっては，できるだけ具体的な行動や具体的な情報源を表す語を付与するように努めたが，そうしたコードが当てはまらない発言が多くあった。例えば，自らの専門分野に関する基礎的知識を調査者に解説することを意図した発言や，他の研究者の研究内容，担当している授業科目等にかかわる発言には，すべて二次コード「研究関連発言」を付与した。対象者自身の過去や現在の研究内容の詳細にかかわるが，研究行動には関わらない発言には，「研究内容」を付与した。また，近年の研究環境の変化や，特定のサービスに対する不満・要望にはそれぞれ「研究環境」，「不満・要望」のコードを付与した。これらの二次コードには多くの一次コードが振り分けられた。

3.2 マインドマップの作成

二次コードを使用して，対象者ごとの研究行動の流れを理解するため，対象者1名につき1枚のマインドマップを作成した。マインドマップはアイデアを放射状に書き留めるメモであり，記法に厳格なルールは存在しない。中央（セントラルイメージ）から直接伸びる太い線（メインブランチ）に主な研究行動を，メインブランチから派生する線（サブブランチ）に，主な行動に続く派生的な行動や関連する事柄を描いた。行動から行動へのつながりを破線で関連付けた。コーディングは原則としてすべての発言に対して行ったが，マインドマップに描いたのは主に現在または直近の研究の流れであり，過去の研究や，現在の研究に直接関連のない発言に対して付与したコードは反映させなかった。

マインドマップのメインブランチに選ばれた主な行動は，一連の研究の流れの中で中心となる行動であると考えられる。メインブランチは対象者ごとに異なるものの，類似点もあった。例えば，対象者Aのメインブランチを時系列順に列挙すると，「研究対象の決定→全国漢籍データベース検索→冊子体目録検索→個別機関 OPAC 検索→マイクロ利用→現物調査→現物の書入れを読む→論文にまとめる」である。一方，対象者Bのメインブランチは，「研究対象の決定→先行研究調査→所蔵調査→人物に関する調査→テキストの入手→現物利用→論文にまとめる」であり，対象者Aの「全国漢籍データベース検索」から「個別機関OPAC」までの流れが対象者Bの「所蔵調査」に集約されることを踏まえれば，対象者Bのみに「人物に関する調査→テキストの入手」という研究行動がみられるものの，両者の研究行動の流れは類似していると言える。

3.3 アクティビティ図の作成

マインドマップの作成によって得られた，主な研究行動の流れを骨子として，調査対象者全員の研究行動を網羅する研究行動のアクティビティ図を作成した。マインドマップ上で省かれた行動についても，研究行動の一連の流れのどこでその行動が発生するかが判明すれば，アクティビティ図中に加えた。アクティビティ図に反映されなかった二次コードには，表2の上位3件や「研究環境」など具体的な研究行動を示さないもののほか，具体的な情報源を示すもの，「目録の利用」（アクティビティ図の中では冊子体目録，個別機関OPAC，総合目録の検索がそれぞれ別の行動として示されたため）などがあった。さらに，具体的な行動を示す二次コードであっても，一連の研究行動の

どの段階でその行動が発生するのかが現段階では不明なもの，例えば「ほかの人に聞く」などは，現在のところアクティビティ図に反映していない。

図1は，アクティビティ図の一部で，アクションノード「手がかりの知覚」から「版面画像入手」に至るまでの部分である。アクティビティ図の全容は発表者の researchmap の資料公開ページ[2]において公開している。

3.4 使用されている情報源

インタビューの中で，書誌情報や版面画像の検索に使用する，として具体的な言及があったウェブサイトやデータベース（以下，DB）が32件（うち使用目的が異なる重複3件）あった。アクティビティ図のアクションノード「総合目録検索」「全文テキストDB検索」「版面画像DB検索」において使用される情報源を表3に示す。今回の調査では対象者が少数であるため，示された情報源も限定的であると考えられる。情報源はインタビューの中で対象者側から自発的に示されたものが主であるが，今回の調査は全体の研究計画の中で予備的な位置づけにあったことから，調査者のほうから具体的な DB 名等を挙げて，使用することがありますかと尋ね，それに対し同意が示されたものも含まれる。一方，使わない情報源として明示された場合もあるため，表3では，使用すると答えた対象者数と使用しないと答えた対象者数をそれぞれ示した。

4. 考察

本研究によって，限定的な範囲においてではあるが，漢籍を利用する研究者の研究行動を可視化し，また各行動において使用される情報源も明らかとなった。

今回の結果から次の4つの仮説が導かれた。今後の継続調査によって，この仮説が他の研究者にも当てはまるかどうかを検証したい。

① 今回の調査対象者は全員，研究においてテキストデータを使用していた。現物閲覧を主とする書誌学的研究を実施中であっても，テキストデータは常に使用される可能性がある。

② 2名の対象者が書店を情報源として挙げていた。書店とのつながりは，年齢層の比較的高い研究者によく見られる可能性がある。

③ CiNii Books には漢籍の書誌・所蔵情報が入力されているが，使用しないと明確に回答した対象者が2名みられた。CiNii Books が漢籍の情報源として認知されていないか，使いにくいと感じられる要素が存在する可能性がある。

④ 中国を研究拠点とする研究者は所属機関による契約が必要な有料情報源をよく利用し，日本の研究者は無料情報源をよく利用している可能性がある。

今回のインタビュー調査では，研究行動の全貌を明らかにすることを優先したため，例えば個別機関 OPAC を検索する際に，書名を入力しているか，分類を指定しているかといった細かい入力状況は限定的にしか聞き取れておらず，また細かい入力内容を対象者が記憶していないことも予想される。しかし詳細な入出力の状況を知ることは，利用者タスクと書誌データ要素を結びつける上で必須であり，今後の継続調査に向けて質問項目等を再検討したい。

表3. 3アクションノードにおける使用情報源

アクションノード	情報源名	使用する対象者数	使用しない対象者数
総合目録検索	全国漢籍データベース	4	1
	(台湾)国家図書館古籍與特藏文獻資源古籍聯合目録	2	0
	CiNii Books	1	2
全文テキストDB検索	***中国基本古籍庫***	2	0
	文淵閣四庫全書電子版（ベンダー：迪志文化出版有限公司/上海人民出版社）	2	0
	中国哲学書電子化計画	2	0
	四部叢刊電子版（ベンダー：書同文）	1	0
	漢籍リポジトリ	1	0
	Wikisource	1	0
	中央研究院漢籍電子文献資料庫	1	1
版面画像DB検索	Google Books	2	0
	国立国会図書館デジタルコレクション	2	0
	(台湾)国家図書館古籍與特藏文獻資源古籍影像検索	2	0
	中国国家図書館中華古籍資源庫	2	0
	国立公文書館デジタルアーカイブ	2	0
	書格	1	0
	日本古典籍総合目録データベース	1	0
	新日本古典籍総合データベース	0	1

注：斜体太字は有料データベース

謝辞
調査にご協力くださった研究者の皆様に心より御礼申し上げます。本研究はJSPS科研費18K18329の助成を受けたものです。

注・参考文献

1) Thomer, Andrea K. *et al.* "Documenting provenance in noncomputational workflows: Research process models based on geobiology fieldwork in Yellowstone National Park," *Journal of the Association for Information Science and Technology*, vol. 69, issue 10, 2018, p. 1234-1245.

2) 木村麻衣子「JSLIS 春季発表補足資料(アクティビティ図)『researchmap』2019.4.28. https://researchmap.jp/mu6hjhsmj-2015757/, (参照 2019-04-28). ダウンロード用のパスワードは「jslis」.

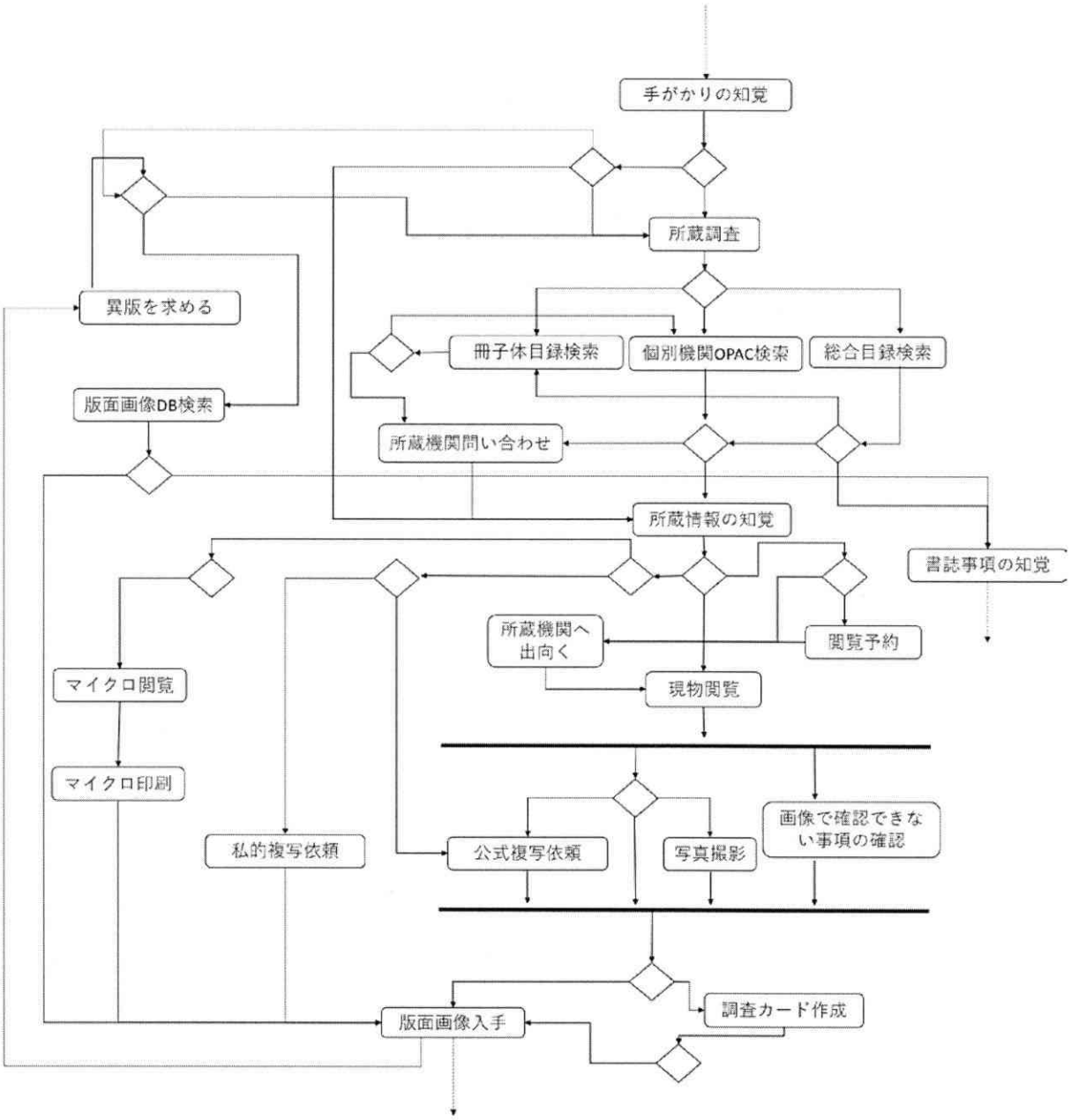

注：アクションノード「手がかりの知覚」へ延びる破線の前，および，「書誌情報の知覚」，「版面画像入手」の破線の先の図は省略されている。

図1 アクティビティ図の一部

A. J. Harris による *How to Increase Reading Ability* の考察
—読むことの定義と過程の検討—

杉本ゆか

明星大学
yuka.sugimoto.4@gmail.com

抄録

本発表では，読書論の研究として，定義，過程をハリスの *How to Increase Reading Ability* を基に考察した。その結果，初版の定義は，書き手が意図した意味を発見することであったが，この定義は，第2版以降時代に応じて変化が見られた。読むことの過程は，初版から第6版までは，単語の認識や文レベルの理解，文章としての理解とボトムアップによる読み方に基づいた過程であった。しかし，第8版と第9版では，従来から検討していたボトムアップに加えて，トップダウンと，ボトムアップとトップダウンを組み合わせた相互作用モデルの3つの過程があることが明らかとなった。

1 はじめに

1.1 研究背景・目的

近代の読書教育の研究を広めた阪本一郎は，A.J. Harris(以下，ハリス)による *How to Increase Reading Ability* の読書論および読書教育論を取り入れた。これは初版が1945年で，1990年まで第9版まで版を重ねた，読書に関する米国の代表的な著作である。また，阪本は，自らの読書論にもハリスの読書論を導入した。現在の日本の読書論は，ハリスと阪本一郎の研究が基礎として位置づけられると考える。しかし，阪本一郎の研究が引用されている場合には，1970年頃の文献が多く見受けられる。この点から，阪本により取り入れられたハリスの研究は，ある年代までに限られているのではないかと考える。

そこで、本発表は、ハリスの *How to Increase Reading Ability* の中核を構成する，読むことの定義と過程について初版から第9版まで通して内容分析をすることにより，読むことの定義と読むことの過程を明らかにする。

1.2 研究方法

ハリスの *How to Increase Reading Ability* の第7版を除く初版から第9版まで横断的に分析をおこない，読むことの定義と過程の変遷を考察する[1)]。

これまでの各版の出版年と総ページ数は次のようになっている。

①初版：1940年　4 p. l., vii-xix, 403 p.
②第2版：1947年　xxi, 582 p.
③第3版：1956年　xix, 633 p.
④第4版：1961年　xxi, 625 p.
⑤第5版：1970年　xix, 570 p.
⑥第6版：1978年　xix, 713 p.
⑦第7版：—
⑧第8版：1985年　xxi, 825 p.
⑨第9版：1990年　xvi, 926 p.

なお，誌面の関係から，以下の記述のハリスの該当文献の引用については，「注番号)版, p.x)」と簡略に記述する。

2 読むことの定義の検討

本章では，ハリスの *How to Increase Reading Ability* を研究対象とし，初版から第9版までの読むことの定義を横断的に分析し，変遷を明らかにする。

2.1 初版における読むことの定義の検討

初版では，読むこと（reading）は"著者によって意図された意味を発見する(discover)ことである[2)①p.20)]"と定義されている。この定義を支えている読むことの核は，書き言葉が印刷された言葉であることを学び，記号を介して認識・識別した話し言葉を理解すること，記号を追うためにリズミカルに目を動かして横断させることである[3)①p.20)]。

これらのことから，初版では，読むこととは，書かれている記号を目で追って，記号を識別し，書き手の意図どおりに，書かれている内容を掴むことであると捉えることができる。しかし，discover をどのような意図で用いているのかハリスは述べていないが，この

discover とは，特定の事物や場所があると認識したり，隠されている何かを見つけることであると考える。

したがって，初版での読むことは，記号の組み合わせから，書き手が意図した読み取り方を考えることであると考える。

2.2 第2版における読むことの定義の検討

第2版では，読むことの定義は"印刷されている記号に対して適切に反応する(responding appropriately)行為[4)②p.9)]"と改められている。このように，読むことの定義で使われている単語が，初版では discover だったのが第2版では responding に変更された。しかし，初版の定義で使われている discover も第2版の定義で使われている responding もハリスがどのような意図で使ったり変更したりしたのかについては述べられていない。この responding(respond)とは，言われていることや行なわれていることに対する何らかのアクションを起こすことであると考える。

このアクションのひとつとして，この定義に対してハリスは読むことを，印刷されている記号が表す単語を声に出して正しく言えることと具体的に述べている[5)②p.7)]。このことから，記号どおり言うことも読むことのひとつであると広く捉えられている。そして，この行為についてハリスは，文字としての単語を声にするという発見が読むことを学ぶ第一歩であると考えている[6)②p.7)]。これらのことから，読むことは記号を音声化して認識することが文字の意味を認識することの前段階としてあり，この「言うこと」も読むことのひとつとして捉えられていることが明らかとなった。

2.3 第3版と第4版における読むことの定義の検討

第3版では，読むことは，"印刷されている記号に対して適切に反応する行為[7)③p.10)]"であり，第2版と変わらない。また，第3版でハリスは，「適切に反応する行為」とは，"考えること，評価すること，判断すること，想像すること，理由付けること，問題を解決することなどのあらゆる思考のタイプが包括される[8)③p.8)]"と述べている。更にハリスは，「適切に反応する行為」は，考えたり評価したりする知的な側面だけでなく，感情的な側面も含むと述べている[9)③p.8)]。

また，"読むことはコミュニケーションの延長線上にあり，聞くことと話すことのスキルが既に発達したうえに積み重なっているものである[10)③p.8)]"と述べられている。このことから，記号を認識することは，独立したものではなく，聞くことと話すこととも関連がある行為であると捉えることができる。したがって，読むことが発達するのは，必ずしも読むことを教えることだけではなく，読み手が日常生活で聞いたり話したりする行為を習得することにより，相乗効果的に読むこともより発達すると考える。

第4版は第3版と同様に，読むことは"印刷されている記号に対して適切に反応する行為[11)④p.10)]"と定義されている。しかし，第4版では，"読むことは言葉の記号の意味解釈である[12)④p.8)]"とも定義されている。このように第4版の読むことは，第3版の内容を引き継ぎ，意味を捉えることは自分の経験を判断基準にするのではなく，思考することで客観的に捉えることを強調していると考える。

2.4 第5版における読むことの定義の検討

第5版では，第4版の定義に書き言葉が追加され，読むことは"印刷されたり書かれたりしている言葉の記号に対して適切な意味に反応すること[13)⑤p.5)]"であると定義している。また，第5版でも，第4版と同様に，"読むことは，書かれている言葉や印刷されている言葉の記号の意味解釈である[14)⑤p.3)]"とも定義されている。

第5版では，読むことの対象が言葉の記号(verbal symbols)から書かれたり印刷されたりしている言葉の記号(written or printed verbal symbols)へと拡張され，第4版までの定義で示す対象がより具体的に示されたこと以外は，第4版の内容を引き継いでいることが明らかとなった。

2.5 第6版における読むことの定義の検討

第6版では，第5版の定義が引き継がれ，"読むことは，書かれている言葉や印刷されている言葉の記号の意味解釈である[15)⑥p.3)]"と第5版の定義が引き継がれている。しかし，第6版では，書かれている言葉にはピッチ(速さ)やストレス(発音の強弱)などが示されていないことが引き合いに出され，"書くことのシステムは，話すことに対する不完全なシステムである[16)⑥p.5)]"と指摘されている。また，ハリスは，読むことは"口頭のコミュニケーションの延長線上にあり，聞くことと話すことのス

キルの上に構築されている[17)⑥p.5)]"とも捉えている。これらのことから，ハリスは書き言葉は話し言葉の一部分を表現しているに過ぎないと捉えていると考える。

2.6 第8版における読むことの定義の検討

第8版でも，第5版，第6版で述べられた定義が引き継がれている[18)⑧p.12), 19)⑧p.13)]。第8版では，"Reading(Comprehension)[20)⑧p.12)]"とある。このように，読むことが理解することとイコールである理由は具体的に述べられていないが，"読むこと(理解すること)は，読み手の言語記号の知覚スキル，言語スキル，認知スキル，世界の知識(一般常識)の相互作用の結果である[21)⑧p.12)]"。そして，相互作用とは，読み手が書き手によって意図される意味を再生することであると述べられている[22)⑧p.12)]。また，ハリスは，"記号を意味あるものとして捉えることが読むことの核心である[23)⑧p.12)]"とし，読むことの核心は，"考えることや評価すること，問題解決することなど，思考のタイプを包括する[24)⑧p.12)]"と述べている。

2.7 第9版における読むことの定義の検討

第9版は，第8版まで引き継がれてきた"読むことは，書かれている言葉や印刷されている言葉の記号の意味解釈である[25)⑥p.3)]"という定義が，第9版では，"読むことは書かれている言語の意味解釈である[26)⑨p.10)]"と定義されている。また，第9版では第8版と同様に"Reading is comprehending[27)⑨p.10)]"であるとまとめられているが，このように読むことが理解することになる理由は第9版でも述べられていない。

第8版で読むことは，考えることや評価することなど，あらゆる思考のタイプを包括するとされていた。しかし，第9版では第8版と異なり，読むことは書かれている言語に対して意味解釈をする心的過程であるとされている[28)⑨p.10)]。

3 読むことの過程の検討

本章では，ハリスの *How to Increase Reading Ability* を研究対象とし，初版から第9版までの読むことの過程(reading process)を横断的に分析して，変遷を明らかにする。

3.1 初版における読むことの過程の検討

初版では，読むことの過程(complex process)において，"適切な単語の認識の技術なしでは，児童生徒は読むこと以外にも，他のすべての側面においてハンディキャップがあるだろう[29)①p.21)]"と考えられている。

ハリスは，読むことの過程を，単語認識が基本であると捉えており[30)①p.21)]，単語認識が読むことの初歩の過程であると考えられる。

3.2 第2版における読むことの過程の検討

第2版では，読むことの過程の第一歩として単語認識のスキルが不可欠であると位置づけられている[31)②p.7-8)]。このように初歩の過程から不可欠へと改訂されたのは，書籍のタイトルの変更から読み取れるように，初版では読むことを診断的に扱い，読むことを専門的に治療する人向けに書かれているので総合的に扱われていたが，第2版では，読み手ひとりひとりの発達に焦点が当てられ，読むことの過程が個々人の発達段階のステップを踏むように進むと捉えられていると考える。

3.3 第3版から第6版における読むことの過程の検討

第2版で述べられた読むことの過程は，第3版でも大きく変更されていない。しかし，第3版では，読むことの過程の中で読んで意味を理解するときには，資料を活用せず自分の知識や経験だけを根拠として書かれている内容の妥当性や信頼性を検討することには難があると述べられている[32)③p.9)]。また，読むことの過程は特定の思考を育むものではなく，あらゆるタイプの思考を包括するものであると捉えられている[33)③p.8)]。つまり，ハリスの読むことの過程は，読んで内容を理解することと読んだ内容を精査する過程であると考える。

この第3版の内容は，第6版が出版されるまでの19年間引き継がれている[34)③p.8-10), 35)④p.8-10), 36)⑤p.3-5), 37)⑥p4-7)]。

3.4 第8版と第9版における読むことの過程の検討

第8版では，読むことの過程がそれまでの単語認識から，ボトムアップモデル・トップダウンモデル・相互作用モデル・その他のモデルと思考過程ごとに考察されている。

ボトムアップモデルによる読むことの過程は，"象徴的な記号を音読する間の発話の過程の中に，もしくは黙読の間の心的発話の中に，象徴として記号を変換する過程[38)⑧p.8)]"で

ある。

トップダウンモデルは，"読み手の以前の知識と認知と言語入力は意味の構築において鍵となる役割[39)⑧p.9)]"を果たし，とても短い時間で"記号をインプットし，読み手は印刷された資料の意味に関する仮説を一般化する過程[40)⑧p.9)]"である。

相互作用モデルは，トップダウンの過程で読み手が立てた仮説が，ボトムアップの過程で検証される。したがって，ボトムアップのプロセスは，トップダウンの過程で立てた仮説によって支えられていると述べられている[41)⑧p.9)]。このことから，相互作用モデルはトップダウンとボトムアップが組み合わさったものであると捉えることができる。しかし，トップダウンとボトムアップの組み合わせの割合は均等ではなく，共時的でもない[42)⑧p.9-10)]。これはひとつのものを読むときに，トップダウンとボトムアップをおこなうが，どちらをどれくらいの割合で取り入れるかは，読み手の発達段階や読むことのスキルの熟達度，読むものの難易度などにより異なると考えられる。

更にハリスは，読むことが，記号からの情報と読み手の内側にある情報によるものであるため，理解は読むスキルや情報が不足しているときに妨害されるので，読むスキルが十分にある読み手は，自らの知識や記号による情報を頼りにせず，「文脈」や「文脈とキーワード」を頼りにして読み解くことであると捉えている[43)⑧p.9-10)]。このことから，読むことの基礎となるものは単語認識であるが，絶対的に単語の意味を知らなければならないのではなく，必要に応じて前後関係などから推察することによって単語の意味を理解することが読むスキルに求められていると考える。

4 まとめ

これまでの考察によって，読むことの定義は，記号(文字)で書かれているものをそのまま把握することであったが，次第に，書かれている記号に対して思考行為を含めて適切に反応する行為や，書かれているものによって暗示されている言外の意味を理解することも含むように変遷していることが明らかとなった。これらのことから，読むことの定義が，記号を言葉として認識して文字列の意味を捉えることから，文字列を媒介として，言外の意味も含めてあらゆる側面から内容を把握することに移り変わったことが明らかとなった。したがって，読むことの定義は，読む対象は記号(文字)と変わらないが，その記号(文字)から読み取るべき事象や事物の範囲を広く捉えるようになった。

読むことの過程は，記号列を文字列として認識し，意味ごとの区切りを把握したり文構造を理解して全体を把握する過程としてのボトムアップモデルの一方通行であったが，ボトムアップモデルだけではなく，全体を把握してから細部に向けて分解して理解したり妥当性を検討するトップダウンモデルも加わり，さらに相互作用モデルとして理解することで読むことの３つの過程が明らかにされた。このことから，読むことの過程はひとつではなく，読むことの目的に応じて読み手が使い分けることが求められると考える。したがって，教える側は，読み手が使い分けできるように，ボトムアップモデルやトップダウンモデルだけを教えるのではなく，相互作用モデルも含めて，教えることが求められる。こうした読むことの指導は思考のプロセスの指導でもあると考える。

注

1) 文献調査をおこなったが，第７版だけ探しきれなかったため，今回の研究対象から除外した。

裏田武夫、小川剛の図書館法関係著作に関する考察
—『図書館法成立史資料』以後の著作を対象に—

薬袋秀樹
元筑波大学
qzw04141@nifty.com

抄録

本研究の目的は、『図書館法成立史資料』以後の裏田武夫、小川剛の図書館法に関する主要な著作の内容を検討することである。主要な関係著作を収集して分析し、総合的に考察した結果、日米の取り組みの評価、図書館法の評価（豊かな理念と乏しい実質、実現しなかった4つの事項等）について論じていること、小川は、文献ごとに異なるテーマを取り上げ、多くの事項について新たな検討を行い、日米双方の様々な問題点を指摘していること、裏田は、制度上の課題を体系的に整理し、法改正の必要性を指摘していること等が明らかになった。

1．はじめに

1.1　研究の背景

図書館法で規定された公共図書館基準の趣旨を理解するには、図書館法の検討過程の研究が必要である。裏田武夫、小川剛編『図書館法成立史資料』（1968）は、多数の法案や意見を収録し、「図書館法成立史」で検討経過を解説している[18]。裏田、小川には、同書以後、図書館法に関するそれぞれ数点の著作があり、法案の検討過程や図書館法の規定を論じているが、その内容や「図書館法成立史」との関係はこれまで検討されていない。

1.2　研究の目的

本研究の目的は、同書以後の裏田、小川の図書館法に関する主要な著作の内容を検討することである。

1.3　研究の方法

小川の専門である社会教育分野の文献を含め、裏田、小川の主要な関係著作を収集し、法の制定前後の議論を踏まえて、それぞれ分析した後、総合的に考察した。分析に際して3つの研究課題を設定した。①図書館法制定のための日・米の取り組みをどう捉えているか、②図書館法をどう捉え、どう評価しているか、③「図書館法成立史」以後の新たな指摘であるか、同書収録資料は分析されているか。

2．図書館法制定前後の議論

2.1 図書館法案（(秘）研究用）（1950）

岡田温(1948年5月まで国立上野図書館長)が、1967～68年に終戦直後の館界を回顧して紹介した関係資料の中に、『図書館法成立史資料』に収録されていない「図書館法案((秘）研究用)」と「図書館法情報第8号 別紙」がある。岡田は、前者は1950年の「初め頃(中略)届けられた」と述べ、「全体の構想はもとより、各条文の字句に至るまで、(中略)国会を通過した最初の図書館法と殆んど同一である」と評価している[17]。この2点を「図書館法案要綱」(1949.12)、「図書館法案」と比較すると、前者は2つの法案の間に位置し、後者は前者の「図書館法案」への改正内容に当たる。司書の配置と公立図書館基準に関して、前後の法案に対する重要な相違点が見られる。これらの関係については、今後詳しく研究する予定である。

2.2 基準に関する議論

1）国会審議における説明（1950.3）

衆議院文部委員会での「補足説明」で、西崎恵社会教育局長は、「望ましい基準」について、「基準の設定は幾多の研究すべき課題を持っていますので、慎重検討の上定めるつもりであります」[1)12)]と述べている。

2）図書館法の解説書（1950、1954）

文部省の立案担当者による解説書として、1950年に西崎恵『図書館法』[12]、井内慶次郎『図書館法：逐条解説』[13]、1954年に井内『図書館法の解説』[16]が出版されているが、望ましい基準の数値基準の趣旨は解説されていない。

3）日本図書館協会の委員会（1950.6～7）

日本図書館協会の図書館法実施運用に関する委員会では、最低基準、望ましい基準、条例ひな形等を審議し、基準については、改めて小委員会を設け、成案を日図協案として文部省に提出している[14]。

4）『図書館ハンドブック』（1952.12）

川崎繁（社会教育局社会教育施設課）は、法制定の約2年半後に次のように解説している。望ましい基準は「図書館の設置及び運営上の現

状からみての理想的基準で、最低基準に達している図書館に対する現状改善の目標となるもの」である。最低基準は「現状に立脚して、図書館機能を果たすための最低の必要要件」を定めた「現実妥協的基準」ということができる[15]。

3．小川剛の著作の内容

3.1 『社会教育』(1971.2)[3]

3 項目から成り、「2 図書館制度の改革」では、1938 年の「図書館事業振興ニ関スル進言書」と戦後のいわゆる「キーニー・プラン」について論じている。前者については、「図書館独自の発展を志向した論理」より、むしろ「学校教育のそれに依拠し、制度上、学校教育と対等の位置を確保しようというねらいから出たもの」と述べている。後者については、果した役割を評価しつつ、日本の「図書館の実情からみてあまりにも現実ばなれしたという感がないではない」と述べている。

「3 図書館法規制定運動」では、図書館法に対して、「理念においては高いが、実質のとぼしいもの」と評価しつつ、新しい図書館活動のあり方を規定し、新たな出発点を示すものとしてとらえ、①義務設置制の不採用、②認可制の廃止と報告・届出制、③図書館奉仕の観念の明示、④中央図書館制度の廃止、⑤入館料等の無料制、⑥図書館協議会の任意設置、⑦専門職員制度の一応の整備と養成体系の確立、⑧私立図書館の自立性の保障の８項目を挙げている。義務設置には長短があることを指摘し、補助金と司書の配置には触れていない。

3.2 「社会教育法と図書館法」(1971.10)[4]

「一　社会教育法の成立過程と図書館法のそれとの比較」「二　図書館法の成立過程」「三　図書館法のメリット」の３項目から成る。

「はじめに」で、図書館法を「戦後の諸法規のなかでも民主度の高いもの」と評価し、1970 年代初めの社会教育総合法化の動きに対し、図書館法を「失うことは、図書館界ばかりでなく、社会教育全体（中略）にとってもマイナスといえよう」と評価している。

一では、「教育行政のなかでバランスを失するものもあった」と指摘し、二では、戦前の図書館制度改革を求める論理を「対学校同等論」と呼び、総司令部民間情報局（ＣＩＥ）が日本の図書館制度改革は「容易に解決しうる」と考えていたことは「否定できない」と述べている。図書館法の単独立法化には、「図書館関係者のエゴイズムが働いている面もある」が、社会教育から解放された自由な場所を残しておきたいという意識もあったことを指摘している。

三で、図書館法のメリット４点を挙げている。①図書館奉仕の規定、②無料公開制、③中央図書館制度の廃止、④職員の資格と専門性の規定。図書館奉仕は「十分に民衆の意識の中に定着していない」、職員の資格は、「関係者が望んでいたほど十分なものではなかった」、「より完全なものにしてゆく必要がある」と指摘している。

3.3 「図書館法をめぐる諸問題」(1972)[5]

２項目から成るが、見出しはない。（一）では、「図書館法成立史」では、主観的な判断は極力抑えるよう努めたと述べ、図書館法を「占領軍の図書館制度改革方針」を軸に，日本の「図書館関係者から出された改革意見」「文部省による（中略）現実的な調整・配慮」が加わって生み出されたものと評価している。これは、関係機関の果たした役割を示すものである。

次に、図書館関係者の意見が図書館法に十分取り入れられなかった理由として、当時の財政事情と意見に内在する問題の２点を挙げ、後者として、利用者の側に立った発想の不足と科学的根拠の希薄さを挙げている。

（二）では、図書館関係者の改革意見として、①町村段階までの義務設置による図書館網、②中央図書館制度、③強力な国庫補助金制度、④職員養成機関の整備、⑤職員の待遇改善、⑥図書館行政機構の確立を挙げ、それぞれの問題点を指摘し、③については、補助金に依存しない地方財政制度の確立を提言している。

3.4 「やさしい図書館法」(1976～77)[6]

９項目から成り、「一、図書館法の成立」では、関係機関の役割として、「占領軍からの高い理念」を挙げるほか、図書館界では、戦前・戦中の指導者がそのまま戦後の指導に当たり、法制定運動は戦前・戦中の連続線上で進められたことを指摘している。「二、図書館法の精神」では、図書館関係者の中には、戦前・戦中の社会教育に対する嫌悪感から社会教育アレルギーを持つ人が多いこと、「文化」という高踏的立場から住民に接する姿勢には問題があることを指摘している。

3.5 「図書館法の成立をめぐって」(1980)[7]

３項目から成り、見出しはない。１では、図

書館法成立過程研究の意義、2では、図書館法成立に至るアメリカ占領軍と日本の図書館政策を論じ、文部省の関わり方の変化を分析している。3では、図書館関係者の取り組みを論じ、「財政当局者を納得させる客観的なデータを提示しえなかったこと」を指摘している。

3.6「図書館法の理念とその今日的意義」(1985)

4項目から成る。1、図書館法を生み出した力、2、図書館法ーそのすぐれた理念、3、図書館法で残された問題、4、図書館法を活かす道[11]。2では、図書館法の理念として、「サービス」という言葉、無料制、図書館協議会の意義を論じている。3では、司書講習の形態と科目内容、司書等の配置に関する第13条第1項の規定、二つの基準がある二重構造、貧弱な補助金規定等の不十分な点を指摘している。

4．裏田武夫の著作の内容

4.1「序論ー問題提起のために」(1980.7)[8]

「Ⅰ　本シンポジウムの目標」「Ⅱ　図書館法成立の経過と意義」「Ⅲ　将来の展望にたつ現行法の問題点」の3章からなる。

Ⅰでは、目標は「図書館法の歴史的評価をふまえ、今後の図書館関係法の具体的諸条件をさぐる」ことであり、特に「将来への展望という座標から分析を行ないたい」と述べている。

Ⅱでは、1a 図書館法成立の経過、b 図書館法成立にいたる重要な要因、c 図書館法と社会教育、2a 文部当局の意図した図書館法の目的（旧法令との相違点）、b 文部当局から見た図書館法の主要な規定、c 途中で脱落した事項について論じている。最後に「三十年間まったく手も触れずに経過したこと」は「館界人の責任」であり、「忸怩たるものがある」と述べている。1c 図書館法と社会教育では、図書館法の単行法化の積極面と消極面を指摘している。

Ⅲでは、1 図書館行政機構、2 図書館協力体制・全国的ネットワーク、3 国庫補助金、4 基準、5 地方自治体の図書館行財政、6 資料選択の自由、7 私立図書館の公立化、8 図書以外の資料の整備、9 専門職員制度、10 他館種、他機関、他施設との関係の10項目について、諸外国の例や法改正の必要性を検討している。9については、養成に重点を置き、「成立の際骨抜きにされた」ため、今後「強化されなければならない最たるもの」と指摘している。

4.2「質疑と討論」(1980.7)[9]

裏田は、なぜ二つの基準がつくられたのかという質問に答えて、「具体的な文献的記録はない」と述べ、加藤宗厚の著作に言及して、アメリカの水準が「当時の草案作成者の頭のなかにあって」「近代公共図書館として、まあまあのサービスをおこなえるギリギリのところをイメージとして館界が提示する必要があるだろうと」考えて制定されたと推定している。

4.3「図書館法三〇年と今日の課題」(1980.10)

3項目から成り、第2の「図書館令と公共図書館法案」では、日図協による図書館令と公共図書館法案の比較資料を紹介し、同法案の規定した整備水準を「一挙に図書館の全国的整備の先進国である英国の水準に及ぼうという構想」と評価し、「日本の図書館界が(中略)100年先輩の英国の牙城に迫ろうとすることは、当時の日本の国情から（中略）空中の楼閣といわざるをえないであろう」と指摘している[10]。

図書館法は「現在の時点から見れば、首尾一貫せず、極めて不備の多い法律ではある」と評価し、第3の「今日の課題と展望」では、「将来を展望しながら、ぜひとも改正しなければならない。それがわれわれの専門職としての社会的責任であると考える」と述べている。最後に図書館行政機構、国庫補助と基準、資料情報の整備と選択の自由、専門職員制度の4項目について論じている。

5．考察

5.1　日米の取り組みの評価

1）関係機関の役割

小川が1972年と1976年に論じている。このほか、第7国会での成立に関する図書館関係者の要望、最終段階における総司令部民政局（GS）による審査の結果等を考慮する必要がある。「図書館法成立史」の記述も含め、さらに検討の必要がある。

2）米国側の取り組み

小川は、キーニー・プランの「現実ばなれ」した印象やCIEの「容易に解決しうる」という楽観的な見方を指摘している。

3）日本側の取り組み

裏田は公共図書館法案の基準数値を「空中の楼閣」と批判している。小川の教育行政の中で「バランスを失するもの」はこれを含むと考えられる。小川は、「対学校同等論」、利用者の側に立った発想の不足、「文化」という高踏的立

場のほか、「図書館法成立史」で触れた戦前・戦中の指導者による指導と発想の継続、客観的データの不足について論じている。

5.2 図書館法の評価

1) 豊かな理念と乏しい実質

「図書館法成立史」では「実質においては乏しいが、理念においてゆたか」と表現し、小川は繰り返し確認している。「理念」については、さらに詳しい分析が必要である。

2) 実現しなかった4つの事項

「図書館法成立史」では、実現しなかった4つの事項に対する著者の評価が示されていないが、小川は、中央図書館制度は必要なく、義務設置や補助金制度については長短があることを指摘している。本格的な職員養成は、裏田、小川とも不十分であると指摘している。4つの事項の観点から整理する必要がある。

3) 社会教育総合法の評価

裏田は単行法化の積極面と消極面を指摘し、小川は単行法化には「図書館界のエゴイズム」の面があることを指摘している。

4) 基準の内容

共に主に最低基準を論じている。裏田は、望ましい基準に関する規定の制定理由、最低基準と望ましい基準の内容を推定しているが、川崎繁の解説を含めて検討する必要がある。

5) 図書館法の評価と改正の必要性

小川は、乏しい実質を指摘しつつも、図書館法の豊かな理念を評価しているが、裏田は図書館法を必ずしも高く評価せず、法改正の必要性を指摘している。

5.3 『図書館法成立史資料』との関係

ほとんどは「図書館法成立史」以後の新たな指摘である。収録資料のうち、取り上げた資料は主要な法案と日図協の文書、加藤宗厚の著作等の少数にとどまり、その他の資料の分析は行われていない。岡田が紹介した2点の資料を含めて検討する必要がある。

5.4 著作の特徴

小川は、文献ごとに異なるテーマを取り上げ、多くの事項について新たな検討を行い、日米双方の様々な問題点を指摘している。裏田は、制度上の課題を体系的に整理し、法改正の必要性を指摘している。

注・引用文献（出版年月順）

・裏田武夫、小川剛の著作

1）裏田武夫, 小川剛編『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968. 3, 473p.

2）下記の文献は、第三者による記録であるため、本稿では使用しない。裏田武夫「図書館法の精神とその成立過程（図書館学中級セミナー講義概要）」『図書館界』22(2), 1970. 7, p. 69-70.

3）小川剛「図書館制度の改革」碓井正久編『社会教育』東京大学出版会（戦後日本の教育改革10), 1971. 2, p. 470-481.

4）小川剛「社会教育法と図書館法」『日本の社会教育』15, 1971. 10, p. 196-205.

5）小川剛「図書館法をめぐる諸問題」『現代の図書館』10(2), 1972. 6, p. 66-70.

6）小川剛「やさしい図書館法」（上）（下）『月刊社会教育』20(12), 1976. 12, p. 70-77, 21(1), 1977. 1, p. 78-85.

7）小川剛「図書館法の成立をめぐって」『みんなの図書館』36, 1980. 5, p. 4-14.

8）裏田武夫「序論－問題提起のために」『図書館法研究』日本図書館協会編・刊, 1980. 7, p. 7-28.

9）裏田武夫ほか「質疑と討論」『図書館法研究』日本図書館協会編・刊, 1980. 7, p. 143-165.

10）裏田武夫「図書館法三〇年と今日の課題」『季刊教育法』37, 1980. 10, p. 130-136.

11）小川剛「図書館法の理念とその今日的意義」図問研学校の記録編集委員会編『そだてようまちの図書館　考えよう明日の図書館を!!：第6・7回図問研学校の記録から』図書館問題研究会東京支部, 1985. 7, p. 76-92.

・図書館法に関するその他の文献（出版年月順）

12）西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970. 3, 202p. 1950年5月, 羽田書店刊の復刻.

13）井内慶次郎『図書館法：逐条解説』1950. 7, 80p. 『社会教育』5巻7号附録.

14）「図書館法実施運用に関する委員会開かれる」『図書館雑誌』44(7), 1950. 7, p. 174.

15）川崎繁「図書館法解説」日本図書館協会編『図書館ハンドブック』1952. 12, p. 82-90.

16）井内慶次郎著, 全国学校図書館協議会編『図書館法の解説』担当, 明治図書出版（学校図書館学講座), 1954. 6, 90p.

17）岡田温「終戦直後図書館界大変動期の回顧」1～2『図書館界』19(3), 1967. 9, p. 66-83, 20(2), 1968. 7, p. 38-74.

18）薬袋秀樹「図書館法案の検討過程における図書館関係者による議論の分析」日本生涯教育学会第39回大会自由研究部会Ⅱ　発表資料 改訂版, 2018. 12, 5p. (http://hdl.handle.net/2241/00154074)

日本の公共図書館の広域総合目録事業に関する考察

森山光良†
† mitsuyoshi_moriyama@nifty.com

抄録

日本の公共図書館の広域総合目録ネットワークを，図書館ネットワークの視点から考察すると，継続中のものに共通する要素は以下の3点である。①自治体間の広域連合や定住自立圏形成協定の具体的反映。②域内図書館のコンピュータシステムの統合と共同運用。③総合目録ネットワークに対応する物流基盤としての域内資料搬送網の共同運営。なお，継続中の広域総合目録ネットワークを，図書館パフォーマンス指標の活用によって比較すると，実績格差が認められる。

1. はじめに

1.1 研究の背景と問題意識

『図書館情報学用語辞典　第4版』(2013年)によれば、総合目録とは、複数の図書館あるいはコレクションに収蔵されている資料の書誌データを一つの体系の下に編成、排列し、所在を示した目録である[1]。総合目録を核とするシステムは，総合目録ネットワークと呼ぶのが適切である。なぜなら，第1に，総合目録はICT，中でもオンライン情報ネットワークの活用によって編成されるためである。第2に，総合目録を核とするシステムは，組織の枠を越えた横断的な結びつきによって構築されるためである。

日本の公共図書館における総合目録ネットワークの実務的位置付けは，相互貸借ツールにほぼ限定される[2]。日本の公共図書館をデータ提供館とする総合目録ネットワークについて，データ提供館の分布する地理的範囲の視点から区分すると，①全国レベル，②都道府県域，③広域の3種に大別される。公共図書館の図書館ネットワークの基本は，②および対応する域内資料搬送網を各都道府県立図書館が運営し，域内市町村図書館の相互貸借を支援することである。なお，①に対応する資料搬送網は存在せず，①は②を補完するにとどまる。

法的には①②③いずれも必置でないが，①の設置は国立国会図書館法第21条に明記される。国立国会図書館は収録資料の資料種別を和図書，新聞とする2種の総合目録ネットワークを構築し，国立国会図書館サーチを通して公開する[3]。②の設置は図書館法第8条に明記されるとともに，取り組み水準の差はあるものの，今では47都道府県域で何らかの取り組みがある。

一方，③の設置について法的な定めはない。第三者には②で既にカバーされた部分を重複して取り組むに過ぎないと映り，二重行政ではないかという疑問が出てもおかしくない。確かに，②の未設置の時期に設置されその後終了したもの（「北見地域図書館ネットワークシステム」等）や，いわゆる平成の大合併，つまり市町村合併が活発に行われた2000年代初頭に，合併を見越して前倒し設置されたもの（「松本市・波田町図書資料検索（アルペンハーモネット）等」はある。しかし，そうした段階が過ぎた今日も，③が各地で継続するのはなぜか。研究の背景にはこうした問題意識があった。

1.2 仮説設定によって明確にする研究対象と研究目的

問題解明のために、以下の仮説を設定した。

仮説：継続中の広域総合目録ネットワークは，終了した広域総合目録ネットワークや，全国レベル，都道府県域の総合目録ネットワークと較べ，備わる要素が異なる。

つまり，主な研究対象は，継続中の広域総合目録ネットワークに備わる要素であり，これを際立たせ，対立させるように，終了した広域総合目録ネットワークや，全国レベル，都道府県域の総合目録ネットワークに備わる要素を取り上げる。

研究対象のうち，継続中の広域総合目録ネットワークを，稼働順に挙げると，第1に「諏訪広域

図書館情報ネットワーク（以下すわズラーと略す）」[4]，第2に「上田地域図書館情報ネットワーク（以下エコールと略す）」[5]，第3に「南信州図書館ネットワーク（以下南信州と略す）」[6]，第4に「西いぶり広域図書館（以下西いぶりと略す）」[7]，第5に「大隅広域図書館ネットワーク（以下大隅と略す）」[8]，第6に「播磨圏域8市8町相互利用図書館（以下播磨と略す）」[9]である。このうち，播磨は，2015年11月稼働であり，継続事業と評価するには時期尚早と見なして参考程度に扱う。コンピュータシステムの一般的なリース期間の5年間をまだ超えておらず，一定の内部評価や，予算査定を経た更新が済んでいないからである。

一方，比較対象とする既に終了した広域総合目録ネットワークを，稼働順に挙げると，第1に「京都府精華町立図書館等の『広域的地域情報ネットワーク』（以下精華と略す）」[10]，第2に「群馬県館林邑楽広域図書館ネットワーク（以下館林と略す）」[11]，第3に「北海道美唄市立図書館等の『総合目録図書検索』（以下美唄と略す）」[12]，第4に「阪神広域情報ネットワーク（以下阪神と略す）」[13]，第5に「北見地域図書館ネットワークシステム（以下北見と略す）」[14]である。なお，市町村合併を見越して設置されたものや，市町村合併の影響を受けて終了したものを除く。

研究目的は，既に終了した広域総合目録ネットワークや，全国レベル，都道府県域の総合目録ネットワークとの比較を通して，継続中の広域総合目録ネットワークの集団のみに備わる共通要素を確認することである。さらに，継続中の広域総合目録ネットワークを，図書館パフォーマンス指標の活用によって比較，評価する。

1.3 研究方法

研究は次の2つの方法で行う。第1に、文献研究の方法であり、関係する文献やWeb公開情報を基に各事業を比較考察する。第2に，文献に記述されていない事項や，未発表の事項についての事業担当者への現地調査，電話によるインタビュー調査である。第3に、実証研究の方法であり、公開されたデータ、統計数値から取得したデータを整理し、記述統計のレベルで分析する。

1.4 先行研究の概観

広域総合目録ネットワークの体系的研究はない。個別の事例紹介，実践報告にとどまる。

2. 広域総合目録ネットワークの整理

2.1 要素についての確認

以下の諸要素が，広域総合目録ネットワークに備わるかどうかを表1で確認する。図書館の枠にとどまらず，地方自治全般にわたる視点で捉える。

広域連合の制度基盤

広域連合とは，複数の自治体が，行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織である[15]。

定住自立圏形成協定の制度基盤

定住自立圏形成協定とは，中心的な役割を担う自治体と近隣自治体ごとに一対一で締結された協定に基づいて連携・協力を図るものである[16]。

域内図書館のコンピュータシステムの統合

システム統合の結果，単一データベースとして広域総合目録ネットワークが自動生成される。既存の総合目録ネットワークは基本的に，専用の総合目録データベースを別途構築するか，各館の目録データベースを横断検索するかのいずれかの仕組みである。

利用者情報の共有

域内図書館で利用者情報を共有する仕組みがあれば，利用者登録は域内の1館のみで済むが，なければ相互利用と同様に，域内の自治体単位での個別登録が必要になる。利用者情報の共有をするためには，議会の承認等の手続きが必要である。

域内資料搬送網の共同運営

情報基盤としての総合目録ネットワークに対応する物流基盤としての域内資料搬送網である。

2.2 既存の総合目録ネットワークとの比較

総合目録ネットワークと各館の目録データとの関係は，全国レベルや都道府県域においては，センターの専用データベースに各館の目録データが送付される仕組みか，各館OPACの目録データを横断検索する仕組みで生じる。つまり，ゆるやかに結びつく構造である。表1の留意点にも記したように，終了した広域総合目録ネットワークも同様である。一方，継続中の広域総合目録ネットワークでは，各館の目録データが当初から集積されたものである。つまり，緊密に結びつく構造である。場合によっては利用者情報も共有するほどの関係であるが，既存のものにはない。

域内資料搬送網も総合目録ネットワークに対応して有する。都道府県域資料搬送の費用は都道府県立図書館の負担であるが，広域総合目録ネットワークの場合，基本的に各自治体の住民人口で

表 1. それぞれの広域総合目録ネットワークに備わる要素

	広域連合	定住協定	システム統合	利用者情報の共有	域内搬送	留意点
すわズラー (1995.4～)	○		○		○	利用者情報の共有について議会の承認手続きが済んでいない。
エコール (1995.12～)	○	○	○	○	○	
南信州 (2011.7～)		○	○	○	○	
西いぶり (2012.1～)		○	○	○	○	
大隅 (2013.3～)		○	○	○	○	
播磨 (2015.11～)		○				域内各館 OPAC を横断検索する仕組み。
精華(1999.3～2005.3)						センターの専用データベースに各館の目録データを送付。導入経費は国庫補助。府域事業開始とともに終了。
館林(2001.3～2009.2)						域内各館の同一システムベンダーが横断検索機能のみを無償提供。県域事業開始とともに終了。
美唄(2001.4～2013 頃)						域内各館の同一システムベンダーが横断検索機能のみを無償提供。各館個別の OPAC 機能のバンドルで順次終了
阪神(2002.4～2010.4)					○	域内各館 OPAC を横断検索する仕組み。阪神広域行政圏協議会の解散に伴い終了。
北見(2003.4～2014.3)					○	域内各館 OPAC を横断検索する仕組み。道域事業開始とともに終了。

按分負担される。他の費用負担も同様である。以上の仕組みは，前掲の制度基盤によって成り立つ。

まとめると，継続中の広域総合目録ネットワークに共通する要素は以下の 3 点である。①自治体間の広域連合や定住自立圏形成協定の具体的反映。②域内図書館のコンピュータシステムの統合と共同運用。③情報基盤としての総合目録ネットワークに対応する物流基盤としての域内資料搬送網の共同運営。

3. 図書館パフォーマンス指標の活用による比較，評価

ここでは，継続中の広域総合目録ネットワークを，住民 1 人当りで標準化した図書館パフォーマンス指標の活用によって比較，評価する。

データは，日本図書館協会編『日本の図書館統計と名簿　電子媒体版』[17]の 1995 年度以降の実績数値を引用した。1994 年度の個別数値は冊子版を引用したが，集計を要する全市区町村（全国）については算出計上していない。誤りや欠落を該当館の年報や要覧，職員への確認等によって補正した。広域総合目録ネットワーク開始の前年度からの実績数値を計上した。なお，2015 年度時点の住民人口は，すわズラー203, 423 人，エコール 211, 505 人，南信州 138, 968 人，西いぶり 176, 172 人，大隅 127, 571 人，播磨 1, 272, 401 人である。

住民 1 人当り貸出冊数の推移を図 1 に掲げた。開始前年度と較べた開始年度の実績は，いずれも

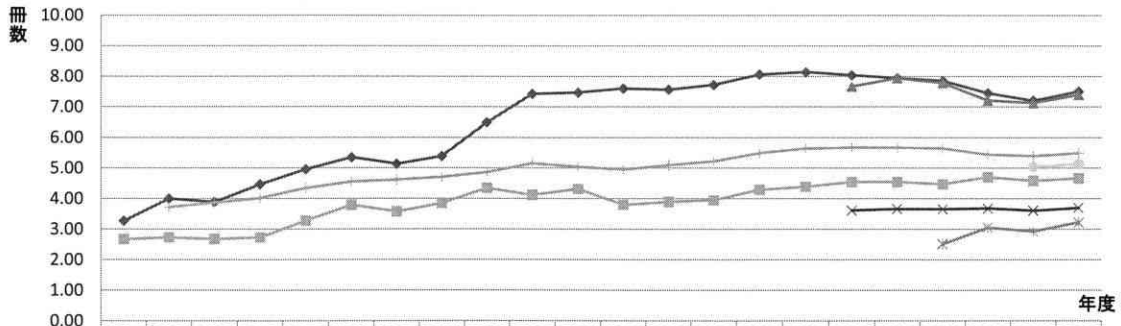

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
すわズラー	3.27	4.00	3.89	4.47	4.96	5.35	5.13	5.39	6.50	7.43	7.48	7.60	7.57	7.73	8.06	8.15	8.04	7.94	7.86	7.45	7.21	7.52
エコール	2.67	2.73	2.68	2.73	3.28	3.79	3.57	3.85	4.35	4.12	4.32	3.79	3.90	3.95	4.29	4.39	4.55	4.55	4.47	4.71	4.59	4.67
南信州																	7.67	7.94	7.79	7.22	7.13	7.40
西いぶり																	3.62	3.66	3.66	3.69	3.61	3.70
大隅																			2.52	3.05	2.92	3.22
播磨																					5.04	5.13
全市区町村		3.73	3.87	4.01	4.34	4.56	4.62	4.71	4.86	5.16	5.05	4.95	5.10	5.23	5.50	5.64	5.68	5.67	5.64	5.44	5.39	5.50

図1. 住民1人当り貸出冊数の推移（1994～2015年度）　※それぞれの広域総合目録ネットワーク開始の前年度からの実績数値を計上

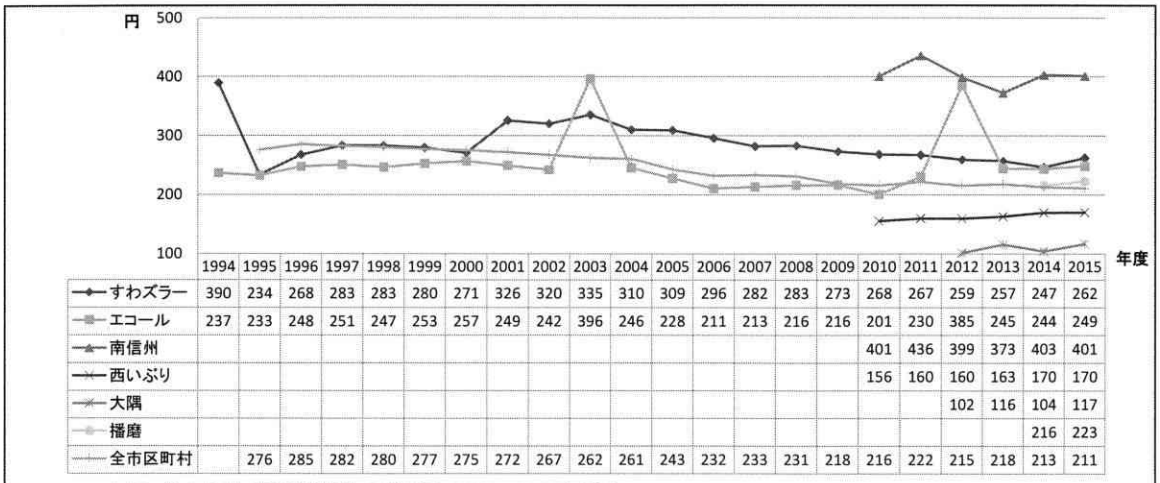

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
すわズラー	390	234	268	283	283	280	271	326	320	335	310	309	296	282	283	273	268	267	259	257	247	262
エコール	237	233	248	251	247	253	257	249	242	396	246	228	211	213	216	216	201	230	385	245	244	249
南信州																	401	436	399	373	403	401
西いぶり																	156	160	160	163	170	170
大隅																			102	116	104	117
播磨																					216	223
全市区町村		276	285	282	280	277	275	272	267	262	261	243	232	233	231	218	216	222	215	218	213	211

図2. 住民1人当り資料費の推移(1994～2015年度) ※それぞれの広域総合目録ネットワーク開始の前年度からの実績数値を計上

上回っている。特に成長著しいのはすわズラーである。すわズラーの環境としては，同程度の人口規模の自治体で構成されること，域内各館の貸出実績が同程度であるという特色がある。広域総合目録ネットワーク間の実績格差は大きく，全市区町村平均を常に上回るすわズラー，南信州と，下回る大隅，西いぶりの間には2倍程度の差がある。

住民1人当り資料費（当初予算）の推移を図2に掲げたが，図1とある程度対応する傾向がある。なお，すわズラーやエコールにおける特定年度の資料費の突出については，域内新館開館前の予算措置や光の交付金等によるものと見られる。

注・引用文献

---

1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典　第4版』丸善，2013，284p. 引用はp.136.

2) 森山光良「わが国の公共図書館の都道府県域総合目録ネットワークに関する考察－目録データ処理方式を中心に－」『日本図書館情報学会誌』Vol.45,No.1，1999.3，p.17-34. 参照はp.25.

3) 国立国会図書館「国立国会図書館サーチ」http://iss.ndl.go.jp/，(参照 2019-05-08). なお，収録資料の資料種別において和図書を対象とするデータベースである国立国会図書館総合目録ネットワークの場合，データ提供館は都道府県立図書館と政令指定都市立図書館に限定される。

4) 茅野充代「諏訪広域図書館情報ネットワーク・すわズラーについて」『明日をひらく図書館　長野の実践と挑戦』宮下明彦，牛山圭吾編，青弓社，2013，p.75-79.

5) 宮下明彦「上田地域公共図書館情報ネットワーク・エコール発足のころ」『明日をひらく図書館　長野の実践と挑戦』宮下明彦，牛山圭吾編，青弓社，2013，p.70-75.

6) 宮下裕司「南信州図書館ネットワークについて」『明日をひらく図書館　長野の実践と挑戦』宮下明彦，牛山圭吾編，青弓社，2013，p.80-82.

7) 綿貫亨「水到りて魚行く（みずいたりてうおゆく）」『図書館雑誌』Vol.109,No.6，2015.6，p.378-379.

8) 鹿児島県鹿屋市教育委員会生涯学習課「地方公共団体における行政改革の取組事例(13)大隅広域図書館ネットワーク化事業」『住民行政の窓』No.442，2017.6，p.23-30.

9) 姫路市「播磨圏域連携中枢都市圏8市8町の37図書館による図書館相互利用」http://www.city.himeji.lg.jp/lib/_35307.html，(参照 2019-05-08).

10) 澤田種治「広域図書館ネットワークの構築」『全国公共図書館研究集会報告書　平成12年度』日本図書館協会公共図書館部会事務局編，日本図書館協会公共図書館部会事務局，2001，p.18-19.

11) 館林市立図書館編『図書館の概要　平成25年度』館林　館林市立図書館，2013，62p. 参照はp.6.

12) 2014年1月，2018年1月，美唄市立図書館および美唄未来開発センターに確認した。

13) 小山雅夫「阪神地区公共図書館の『広域利用システム』」『みんなの図書館』No.332，2004.12，p.13-25.

14) 北見地域図書館ネットワークシステム研究会「北見地域図書館ネットワークシステム研究会公式ホームページ　研究会のあゆみ」https://lib.city.kitami.lg.jp/kitami-network/histry.html，(accessed 2019-05-08).

15) 総務省「広域連合」http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki1.html，(参照 2019-05-08).

16) 総務省「定住自立圏構想」http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html，(参照 2019-05-08).

17) 日本図書館協会編『日本の図書館　統計と名簿電子媒体版』日本図書館協会，1996-2016各年刊.

読書相談サービスの論点提示

～図書館法第3条「十分な知識」をめぐる考察～

福永智子
椙山女学園大学 文化情報学部
fukunaga@sugiyama-u.ac.jp

抄録

公共図書館の読書相談サービスの実施率は約9割であるにも拘らず，その位置付けについて共通理解がない。法的根拠となる図書館法第3条（図書館奉仕）の「十分な知識」の解釈についても同様である。本研究では実際の読書相談質問の事例を手がかりに，レファレンス質問と読書相談質問を分類する基準を示す。そこから，読書相談サービスの論点を提示し，最後に今後の読書相談サービス実施の条件を提案する。

1. はじめに

読書相談サービス（reader's advisory service）の定義は，以下の通りである。

> 利用者との対話を通して，資料選択に関する相談に応じ，その要求を明確にして，資料の選択，探索，入手を個別に援助するサービス．このサービスは，利用者からの要求を待って初めて行われる．状況に応じて，レファレンスサービスや予約サービスへと結びつき，各サービスへ引き継がれることもある[1]。

同じ意味で「読書案内」の用語が使用されることもあるが，本研究では，対話によらない方法，たとえば館内展示や新着図書の案内，児童サービスにおけるブックリスト作成などの読書支援活動のことを「読書案内」と呼び，読書相談サービスと区別する。

用語の分散からも明らかなように，図書館界で読書相談サービスの位置付けは明確ではない。まずレファレンスサービスに含める考え方がある。長澤雅男は「レファレンス質問の内容が読書相談に当たるか否かを最初から判断することはむずかしく，質問者との応答を重ねた結果，読書相談であると判明する場合が多い」[2]ことから，副次的業務として位置付けている。

その一方で，読書相談は貸出業務の一環とする見方が従来からあった。1970年『市民の図書館』にもそのように記載されている[3]。

2. 図書館資料についての「十分な知識」とは

『WEB本の雑誌』の「読書相談室」における相談事例を紹介する[4]。

> ＜質問＞有川浩の〈図書館戦争〉シリーズは順番に読むべきでしょうか？子どもにせがまれ図書館に借りに行きましたが，予約待ちが多くて，完結編の『図書館革命』が先に来そうなので。待たずに『図書館戦争』から買ったほうが良いのでしょうか…。
> ＜回答＞事件も連続性があるんですが，ヒロインの成長と恋の行方は順番に読まないと盛り上がらない。なので，なるべく『図書館戦争』から順番に読んでください。

この質問者は，図書館で予約した本のことを「読書相談室」に質問している。どうして図書館で聞かないのだろう。読書相談サービスの法的根拠として，図書館法第3条（図書館奉仕）“三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち，その利用のための相談に応ずるようにすること”が指摘できる。この「十分な知識」とはどの範囲を指すのか。書誌事項までか，それとも資料の内容を含むのか。本号は専らレファレンスサービスの法的根拠として理解されているように見受けられる。文学作品など読了が目的の本について「十分な知識」の合意はなく，それはおそらく一般の人々の図書館への期待から少し外れているようにも思われる。

しかし，読書相談サービスは実践されている。レファンレンスサービスの実態調査[5]を見ると，読書相談サービスを実施する公共図書館は約9割あり，実施率は高い。その内訳は，「レファレ

ンスサービスとして実施」61.8%,「レファレンスサービスとしてではないが実施」29.4%，計91.2%である。法的根拠があり，図書館界に存在しているのに，確固とした居場所を与えられず，まるで存在していないかのようである。

3. 読書相談質問とレファレンス質問との違い

3.1 分類基準

両者はどのように違うのか。質問を分類するための作業上の基準は，以下の二つである。

①レファレンス質問の回答には典拠資料を必要とする

合理的な検索手段のない質問はレファレンスサービスで対応できない。レファレンスは典拠資料と利用者とを結びつけるものである。

日本図書館協会の参考事務規程によれば原則は以下の通りである。まず、回答は資料提供を原則とするが、軽微な質問であって資料の裏づけのあるものに限って回答を与えてもよい。自館で資料を発見出来ない場合には他館や専門機関等への照会をはかる。以上の範囲を越える便宜または利益の供与はしない[6]。

また，国立国会図書館[7]では，レファレンスサービスで回答できない質問として「合理的な検索手段のないものに係る調査」を掲げている。

前章の調査によると公共図書館の約6割がレファレンスサービスとして読書相談に対応しているが，原理的には典拠資料のない質問には回答できないはずということになる。

②読書相談質問は本の内容に係る質問である

読書相談質問の中心に位置付けられるのは，本の内容に係る質問である。したがって，読書相談サービスに当たる図書館員には，事前に本を読んでいて，その内容について知っていることが求められるであろうということである。レファレンスサービスのように，典拠資料と利用者とを結びつけるのではなく，読書相談サービスは合理的な検索手段がない状況において，相談に当たる者の知識や技量あるいは個人的な読書経験をもとに展開される。

さらに，読書相談の中心にあるのは文学作品についての質問である。ノンフィクションと違いタイトルから本の内容を推し量ることが難しい。目次や索引もないことがあり，仮に目次があったところで，どういった内容なのかは読んでみないとわからないという特徴がある。

3.2 読書相談質問の境界

読書相談質問とは具体的にどういう質問なのか。ここでは本の雑誌社が運営する『WEB本の雑誌』の「読書相談室」に寄せられた相談事例をもとに，レファレンス質問との違いという観点から説明したい[8]。

前節の基準①と②は相互排他的でないため，本の内容についての質問であっても，典拠資料さえあればレファレンスの枠組みで回答できるということが起こりうる。そこで，レファレンスサービスとの関連から，以下の3つに分類した。以下に各カテゴリーの質問を例示する[9]。

(1)レファレンス質問として扱える質問

「賃貸物件の見つけ方のコツや，決める際の知っておきたい注意点などが豊富に書かれた本はありますか」

(2)レファレンス質問と読書相談質問のグレーゾーンにある質問

「証券会社の内情について参考になる本です。ただし，就職のための業界案内の本ではなく，職業人向けの，読めば読むほど証券会社の志望度が下がるような，デメリットが多く書いてある本を希望します」

(3)読書相談質問

「中くらいの不幸がたくさん重なり，心が沈みがちです。『プリズン・ホテル』のような大笑いして，大泣きして，気分がスカッと晴れるような本をいくつか紹介してください。奥田英朗さん，伊坂幸太郎さんの作品は読了してます」

4. 読書相談サービスの論点

今後，図書館は読書相談サービスをどのように提供するのか。レファレンスサービスの枠組みとしてなのか，それとも別の業務として展開するのか，あるいはまったくしないのか。以下では，図書館における読書相談サービスの今後を考えるための論点を提示したい。

4.1 レファレンスサービスとの分岐点～調査及び立法考査局を参考に

レファレンスサービスには，典拠資料が必要

であるため，その枠組みでは原理的に，読書相談質問には回答できないことになる。

図書館員は利用者の相談に乗り情報を探すプロであって，通常は特定の専門分野の専門家ではない。最終的に拠って立つのは，情報源の権威であるということについて，齋藤泰則は以下のように説明する。「図書館員は，各主題領域における認識論的権威となりえる文献とその著者に関する書誌的知識を有し“認識論的権威に関する権威”として社会的に承認された存在として機能することが期待されているといえる。」[10]

一方，読書相談サービスには本の内容についての知識や感情など，共有されていない個人の知を必要とする。主観的な意見も含め個人ベースで仕事をする必要性が認められるが，どうすれば実施できるのか。

そこで，レファレンスサービスと似ているが違うサービスとして，国立国会図書館の「調査及び立法考査局」の仕事を例にあげる。記名の報告書を出している点で一線を画し，誰が調査したのかが重要なのであって，典拠資料のみならず調査員も権威となり得る。

調査及び立法調査局の職員は専門性を持ち個人ベースで仕事をしているが，国立国会図書館の職員採用とキャリアパスを見ると，職員採用試験は共通である。このように，図書館において個人の専門知識や技倆を活かして仕事をする前例があるならば，読書相談サービスの担当者も，今後は名前を名乗り，個人的な知識や技倆をもとに仕事をし，適切に位置付けられる可能性も考えられるのではないか。

4.2　蔵書という境界～選書との関係

図書館で読書相談サービスを展開する場合，二つのレベルがある。①世界中の全書物から目当てのものを探す，②自館の蔵書から探すである。おそらく図書館で受ける読書相談の多くは，後者ではないか。以下，公共図書館ではありふれた光景であろう。夏休みの終わりごろに，親子が図書館にやってくる。「読書感想文が書きやすい本はありますか。」

この回答は難しいが，質問された以上，即座に対応しないといけない。そうでなければサービスが悪いと思われる。通常，日本の店頭で商品のことを聞くと，店員が教えてくれる。デパートならば懇切丁寧な対応が得られる。家電量販店ではメーカーに聞いてくれと言われるかもしれない。店員によって，アルバイトの場合わからないこともあるが，一般に商品知識がない店舗はサービスが悪いと思われる。

商店における“商品知識”とは，図書館においては図書館法第3条の図書館資料についての“十分な知識”にあたる。要するに，後者の読書相談サービスは，選書の問題と表裏一体の関係にある。自館の蔵書のことで相談を受けているのであり，利用者の求める条件に，さしあたりどの本が適切かを聞かれているのである。そもそもどのような方針で選書したのか，特定の作品群，たとえば歴史ミステリーはどの程度あるのか，まずそこに辿りつく。そして必要なのに不足している本は，次の選書にフィードバックされることであろう。このように読書相談サービスと選書の業務は親和的である。自館の蔵書から本を探すという線引きが，読書相談サービス実践の可能性を高めることにつながる。

4.3　サービス対象について

図書館界では，読書相談サービスはどちらかと言えば子どもを対象とするサービスとして，公共図書館の児童サービスや，学校図書館の領域で語られることが多いと思われる。

読書相談サービスが児童サービスを中心に展開されてきたのはなぜか。それは児童サービス担当者が子どもの本を読んでいて，内容を知っているために，読書相談に応じることができたからである。児童対象のフロアワークや読み聞かせなど，児童サービスには本の知識が欠かせない。絵本や物語の読み聞かせをする場合，まずたくさんの児童書を読み，どの本にするかを選び，音読練習をして会に臨む。絵本や児童文学は比較的早く読めることも背景にあるだろうが，児童担当者は蔵書をよく読んでいる。

このように，子どもをおもなサービス対象として展開されてきたと考えられる読書相談サービスであるが，おそらく大人にも必要であろう。それは「読書相談室」の実践や，蔦屋書店のコンシェルジュサービスなどからも示唆される。

5　読書相談サービス実施の条件

5.1　図書館員が仕事として読書をすること

読書相談質問に回答するためには，担当者は事前に本の内容について知っていなければならない。日本読書株式会社[11]という読書相談会社の構想では，社員が一日中読書をしていた。

「殺人の出てこないミステリー」という要望，「入院中の友人へのおすすめはどれ」という質問，要するに「なにかおもしろい本はないか」，利用者ごとに「読みたくなる本を教えてほしい」と言っているのである。これは行き過ぎた要求であろうか。レストランで料理の内容やその日のおすすめと聞くのと同様に，図書館で「ベストセラーでどれがおもしろいの」と聞くのはさほど不自然とは思われない。図書館法第3条によって保障されているのではなかったか。しかしながら，制度としての図書館は現状それを許していない。理論の形成も不十分である。図書館では文学作品に限定しても蔵書が多く，運営費が削られる今日，館員の読書が実現するとは考えにくい。勤務時間内に読書をしていると，利用者から暇そうに見られてしまい，強固な理論と制度の後ろ盾がないと難しいのではないか。しかし実際に読書相談は行われている。制度として確立していない中で，図書館員の良心的な努力によって，勤務時間外にも個人的読書体験を深め，読書相談に対応していると思われる。

5.2 物語情報の組織化

もう一つの方向性は，物語情報の組織化である。図書館員が読書相談に対応できるよう，典拠資料を開発すること，すなわち物語情報についての主題組織化を図るということである。現在，児童文学については，国際子ども図書館で絵本や児童書をあらすじ（内容解説）から検索することができる[12]。他にも，大阪国際児童文学振興財団では，子ども向けの物語件名体系表を作成し，子どもが自分で検索できるシステムを開発している[13]。このように児童文学を中心に内容情報を組織化する試みが存在するが，BOOKデータベースも図書の内容データベースで，児童書に限定されないものであった。

また，三重県学校図書館協議会では，『R本』[14]という高校生の読書相談に向けての情報源を作成し，県内の学校図書館での業務に役立てている。このような典拠資料の作成が充実してくれば，読書相談サービスの実施に役立てることができるであろう。

さらに，書評や読者レビューなど，オンライン書店等で公開されている読者の意見や読後感などの感情情報も重要である。これらについても収集し組織化することができれば，図書館における読書相談サービスに貢献することができると考えられる。以上のように，文学作品の内容および読後感情等を検索するツールの開発が進み，典拠資料が充実してくることで，読書相談サービスの制度化も進むと思われる。

本研究は，2018年度椙山女学園大学学園研究費Bの助成による研究成果の一部である。

引用文献

(1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』第4版，2013. p.171.
(2) 長澤雅男『レファレンスサービス：　図書館における情報サービス』丸善，1995. p.96
(3) 日本図書館協会『市民の図書館』1970, p.60.
(4) 本の雑誌編集部『よりぬき読書相談室　疾風怒濤完結編』本の雑誌社，2008. p.180. 回答者は書評家など本を読む職業の人たちである。
(5) 国立国会図書館関西館図書館協力課編『日本の図書館におけるレファレンスサービスの課題と展望』2013.3. p.51-52.
(6) JLA公共図書館部会参考事務分科会「参考事務規程」（1961年3月15日）
(7) 国立国会図書館「レファレンス・資料案内」http://www.ndl.go.jp/jp/use/reference/index.html（参照2019-01-04）
(8) 福永智子「読書相談質問の類型化の試み：『本の雑誌』における読書相談を手がかりに」中部図書館情報学会研究発表会，2018.12.8
(9) 前掲(4) より引用
(10) 齋藤泰則「認識論的権威としての図書館情報資源に関する考察」『論考 図書館とレファレンスサービス』樹村房，2017. p.53-80.
(11) 本の雑誌編集部編『日本読書株式会社』本の雑誌社，2001.9. p.2-7
(12) 国立国会図書館「リサーチナビ：絵本・児童書をあらすじ（内容解説）から検索するには」https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-511.php（参照2019-03-20）
(13) 大阪国際児童文学振興財団.「本の海大冒険」，「ほんナビきっず」.
(14) 三重県SLA司書部レファレンス研究会『R本：テーマ別小説100連発！』2018.3.

米国における公共図書館運営のガバナンス構造にみる日本の図書館運営の課題

荻原幸子（専修大学）
ogiwara@isc.senshu-u.ac.jp

抄録

本研究では，「図書館委員会」「友の会」「財団」「図書館長」を主体とする米国の公共図書館運営の構造が「ガバナンス」の概念と適合する状況にあることを踏まえて，ガバナンス論の観点からは日本の図書館運営の課題として，(1)図書館長と住民とのコミュニケーション過程や，住民に対する情報提供に着目した具体的な事例の分析，(2)図書館協議会，図書館づくり住民団体のアドボカシー活動による「住民―住民」関係の構築，があることを示した。

1．研究の背景と目的

地方分権が推進される中で，行政と住民との「協働」を主軸とする関係構築が追求されている。公共図書館運営における「図書館」と「住民」との関係は，「図書館づくりへの住民参加」として長らく議論されているが，社会状況に応じた課題を見出し，さらに議論を重ねる必要があると考える。本研究では，住民の関与を観点とした米国の公共図書館運営の構造を参照することにより，日本の状況において検討すべき課題を提示する。

2．住民の関与を観点とした米国の公共図書館運営の構造

米国の公共図書館運営に関する文献，アメリカ図書館協会の部会の一つである United for Libraries の Web サイト，2019 年 1 月に開催されたアメリカ図書館協会の冬季大会で得られた情報により，「図書館委員会」「友の会」「(各図書館・図書館システムに設立された）財団」の各主体において，住民が図書館運営に関与していることを把握した[1]。各主体の概要は以下の通りである。また，図書館長の職務における「図書館委員会」「友の会」との関係を表 1 に示す。

2.1　図書館委員会 (Library Boards)

図書館委員会は，住民の代表が行政活動を監視するという素人統制の思想のもとで組織された行政委員会の一つであり，設置・運営，委員の定数や任期等は州法の条文に規定される。行政機関とは別組織で，館長の採用・評価・罷免，資金配分，実施事業等の意思決定を担う「政策策定型」，行政機関の一組織として位置付けられ，実質的な意思決定権限はないが，行政機関・長との協調関係のもとに運営について勧告する「諮問型」，ごく小規模の図書館におけるボランティア職員が委員を兼ねる「運営型」がある。いずれの図書館委員会も，図書館長から提案された政策（事業,サービス,職員管理・能力開発など）に関する意思決定を行う。また，図書館長が主導する戦略計画の策定過程において，地域のニーズに適合しているかという観点から関与する。財政面では，地域における住民の代表として予算編成に関与し，予算案を理解・承認するとともに，行政機関や議員，住民に対して図書館の存在や資金の必要性を主張すること（アドボカシー）を重要な職務とする。住民に対する広報活動にも率先して取り組むものとされる。会議は一般に月 1 回程度開催され，開催日の 1 週間以上前には，図書館長から各委員に対して，議事に関わる参考資料（統計データ，予算報告，情勢報告，事業報告など）が配布される。参考資料に目を通したうえで，会議に出席し，意見を述べることは，委員の重要な責務である。会議への出席は，各種の図書館サービスや事業，及び，さまざまな案件について委員が理解する機会でもあるとされる。委員長は図書館長と連携して議事を設定し，全ての委員が出席可能な日程で会議を開催し，議長として円滑な議事進行に努める役割を担う。会議には友の会の役員も出席し，情勢報告をする。その他，資料収集方針の検討・承認，職員からの異議申し立てへの対応，地域社会の意見やニーズ等の館長への伝達，市長や地域の有力者との関係構築なども職務とされる。

2.2　友の会 (Friends)

図書館に関心を寄せている住民によって組織され，会費を基盤とする独自の財源を有する任意団体である。内国歳入法 501 条(c)(3)にもとづく税の優遇措置を受けている場合もある。図書館ボランティアや資金提供により図書館を支援し，常に図書館の政策や意思決定を支持する立

場をとる。戦略計画の策定過程に関与することにより，図書館が直面する財政的・政治的な状況に対する理解を深め，自らの計画に反映する。会費の徴収や図書の販売などにより調達した資金は，通常の図書館予算とは別に，設備の改善や新規事業の支援などに活用される。図書館長から提示される要望リスト(wish-list)は，資金の有意義な活用のために効果的であるとされる。地域社会に対するアドボカシーは資金面での支援と同程度に重要であるとされ，地域の有力者や他の分野の住民団体との非公式な関係構築が期待されている。年に4回以上の会議の開催が一般的であり，会長は議事を設定して事前に役員に通知する。出席は役員の重要な役割である。会議では図書館長（あるいは図書館長に指名された職員）から，図書館に関する情勢が報告される。図書館委員会の会議に出席し，その情報を友の会に伝える役割を果たす役員も必要であるとされる。

表1　図書館長の職務における図書館委員会・友の会との関係

	計画の策定と遂行，日常業務における意思決定，予算管理，地域に対する広報活動，など
図書館委員会	予算・事業・利用状況などの報告，情勢に関する情報共有，政策・計画案の提出，会議の議題設定・事前配布資料の準備等の支援，会議への出席，アドボカシー活動への後方支援（情報提供など）
友の会	計画案の策定における連携，会議への出席，要望リスト(wish-list)の提出，アドボカシー活動への後方支援（情報提供など）

2.3　財団 (Foundations)

各図書館・図書館システムに設立される財団は，地域の住民や団体，事業者等に図書館の存在や意義を知らせること(アドボカシー)，及び，資金提供による図書館支援を目的として設立される，内国歳入法501条(c)(3)にもとづく非営利組織である。図書館に配分される公的資金の減少を背景として，1990年代以降に急激に増加している。調達した資金が設備や新規事業に活用されるなど，友の会と共通する側面もあるが，相違点（表2）によりその特徴を理解することができる。

表2　財団と友の会の相違点

財団	友の会
資金提供とアドボカシーによる図書館支援	ボランティア活動・資金提供・アドボカシーによる「草の根」の図書館支援
政治・経済分野などの地域の有力者，及び，資金調達の専門家等による構成	図書館利用者や愛書家等による構成
地域社会全体を対象とする高額の資金調達	少額の資金調達

例えば，キング郡図書館システム（ワシントン州）の財団は，図書館における新規の，あるいは，試験的な取り組みに対する資金提供を行っている。財団が調達した資金の使途は，図書館システムと財団との協議によって決定する。その過程におけるコミュニケーションは，財団職員にとって図書館の事業に対する理解を深める機会であるという。また，図書館システムは財団を地域社会の代表者として位置づけている。セントポール市（ミネソタ州）では友の会が実質的には財団として機能している。現行の戦略計画では，企業からの資金調達を掲げ，企業関係者向けに作成したパンフレットを活用するなどして，（多くは最近の図書館の状況を知らない）企業のCEO等の図書館への理解を深める取り組みをしている。これは図書館に対する古いイメージ払拭するためのアドボカシー戦略でもあるという。

3．日本の公共図書館運営の課題

3.1 ガバナンス論の適用

「ガバナンス」とは，政府による一元的統治を表す「ガバメント」の限界に対して，“既存の統治制度だけでなく，その外側に存在する社会的アクターやそのネットワークにまで焦点を広げ，統治のプロセスを総合的，統合的に理解するための分析枠組みを提供するもの”であり，“民間・ボランタリーセクターの多様なアクターもその主体となって公的な問題に関与すること”を前提とし，“ネットワーク構造のもとでの水平的な協力関係の構築”や“交渉や協働を通じた共治”を志向することを特徴とする[2]。

図1に示した，図書館委員会，友の会，財団，図書館長が，政策や計画等の情報を共有ながら，それぞれの役割を果たしている米国の公共図書館運営の構造は，このような「ガバナンス」概念と適合した状況にあるといえる。

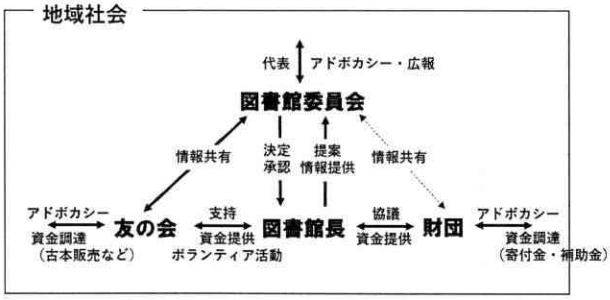

図1　住民の関与を観点とした米国の公共図書館運営の構造

日本の公共図書館運営においては，住民が関与する主体として図書館法により制度化された「図書館協議会」や，任意で組織された「図書館づくり住民団体」が該当するが，文化や制度の異なる日米の単純な比較による議論は適当ではない。そこで本研究では，ガバナンス論を規範的理論とし，以下の二つの論点から，米国の図書館運営の構造より見出し得る日本の課題を指摘する。

3.2 科学技術ガバナンス論における「専門性の民主化／民主制の専門化」

科学技術の分野では，その急速な発展と社会への影響の増大により，多様な主体が有する「知」や「価値判断」の視点が必要であるという認識のもとに，政府，専門家，関連する団体・組織，市民などとの相互作用による「科学技術ガバナンス」を効果的に実現するための議論（科学技術ガバナンス論）が展開されてきた[3]。科学技術ガバナンス論においては，科学技術が社会における“万人に開かれた「公共的意思決定」の対象”であるとされ，「ローカルナレッジ」「現場知」「素人専門性」などと称される「知」を有する市民の参加促進が求められるなかで，政策決定過程における「専門性（特定分野の専門知識やスキル，ノウハウなど）の民主化」と，市民社会における「民主制の専門化」が論点とされている。

「専門性の民主化」とは，市民社会の多様な専門性を有する主体間の（多元的な）コミュニケーション過程，及び，その透明性やアカウンタビリティを向上することによって，政策決定の「正統性」を調達するという考え方である。ただし，“政策決定過程が広く開かれたとしても，市民社会の側に有意味な科学的・政策的貢献ができるだけの能力がなければ，「専門性の民主化」は有名無実になってしまう”ため，その有効性を高めるためには，担い手となる市民社会組織の専門性を高めること，すなわち「民主制の専門化」が不可欠であるとされる。

米国の公共図書館運営における，「専門性」を有する図書館長による，図書館委員会・友の会・財団とのコミュニケーション過程や，意思決定を担う図書館委員会への情報提供などからは，「専門性の民主化／民主制の専門化」の構造を見出すことができる。

日本の状況においても，図書館長は専門性を有する主体とされることは確かである[4]。また“図書館は，当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない”とする図書館法第七条の四は，運営面に関する図書館と住民とのコミュニケーション，すなわち「専門性の民主化」が期待されていると解することができる。

図書館協議会の立法趣旨に関して“単なる住民の意見を反映させる機関ではなく，図書館と市民との合意形成の場と考えらえており，それが適切に機能しうる前提として，［中略］図書館長が専門職であることが想定されていた”とする指摘[5]は，「専門性の民主化」と整合している。従って，図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに，図書館サービスに関して意見を述べる機関であるとする図書館法第十四条第2項は，図書館長の「専門性」と住民の「知」とのコミュニケーションの機会を規定するものと解される。図書館協議会に関する議論にしばしば見られる「会議の開催回数が少ない」という指摘は，両者のコミュニケーション不足を危惧するものといえる[6]。

「民主制の専門化」については“図書館協議会側としても，市民の図書館に対する要求や図書館を取り巻く情勢を把握できる力量を高めるなど，有効な提言ができるよう真剣な努力が必要である”や“図書館の在り方について議論するには，委員が国の図書館政策や先進的な図書館の状況を知っていることが必要である。このためには，図書館職員による情報収集とそれにもとづく情報提供が必要である”などの指摘[7]が妥当する。

しかしながら，こうした制度的な理解や議論による「あるべき姿」に対して，図書館協議会の実態は依然として“必ずしも理想的な状況にあるとは言い難く，図書館協議会が設置されていても機能しない事例［がある］”[8]などと表される状況にある。また，図書館づくり住民団体に関しては，図書館との“非対立的な関係”を志向している状況や，講演会や図書館見学を通して図書館に関する専門知識を得ている実態が把握されるにとどまっている[9]。このような「あるべき姿」と「実態」との乖離を踏まえて，図書館運営に関する図書館長と住民とのコミュニケーション過程や，住民に対する情報提供に着目した具体的な事例の分析が課題として提示される。

3.3 ローカル・ガバナンス論における「市民社会組織によるアドボカシー」

政治学・行政学の分野では，地方政府と市民社会との相互関係を追究するローカル・ガバナンス論が展開されてきた。そこでは，市民社会の機能の１つに“「公共政策や世論，人々の意識や行動などに一定の影響を与えるために，政府や社会に対して行われる団体・組織の働きかけ」の総称”であるアドボカシーがあるとされ，“アドボカシーの諸活動を行うことにより，世間ではいまだ十分に知られていない社会問題やニーズを発見し，公論を提起し，人々に問題状況を知らしめ，人々の意識や行動を変える。さらには，政府に対する抗議活動や政策提言により，時には議員や行政官僚を動かして公共政策を変える”ことが期待されている[10]。

米国の友の会と財団はいずれも，市民社会における組織として，“図書館と図書館員の存在意義を擁護し，図書館が現在直面する状況，すなわち，図書館で何がおきているか，充実したサービスを継続するために何が必要［か］についてのメッセージを様々な手段を駆使して訴え，可能な限り多くの賛同者を得て，図書館への行財政支援につなげる活動”[11]とされる図書館アドボカシーを役割としている。また，図書館委員会もその担い手とされていることから，図書館運営における「（アドボカシー活動を担う）住民」と「（図書館をよく知らない）住民」との関係構築の構造を見出すことができる。

図書館協議会については，住民を対象としたフォーラムを主催したという事例報告[12]があるが，その意義や委員の役割に関する議論には至っていない。また，講演会の開催や会報の配布などにより，地域社会の図書館に対する関心を高める活動を続けている図書館づくり住民団体が，“なかなか伝わらない”と考えている実態が把握されている[13]。図書館協議会，図書館づくり住民団体などのアドボカシー活動による「住民―住民」関係の構築は，日本の図書館運営における課題の一つであると考える。

4．おわりに

住民の関与を観点とした米国の公共図書館運営の構造をガバナンス論に基づいて検討し，日本における課題を提示した。しかしながら，米国のガバナンス構造については，例えば，図書館長と友の会・財団，あるいは，友の会と財団といった主体間の利害対立の実態があることも把握される。日米の図書館運営に関する事例をより詳細に把握することなどを通して，図書館運営における図書館と住民との関係構築（住民の関与のあり方）についての研究を進めるものとする。

謝辞

本研究は，JSPS 科研費 17K00453 の助成を受けたものです。

注・引用文献

1)主に，以下の情報を参照した。
国立国会図書館編『2006 年度 国立国会図書館調査研究報告書 米国の図書館事情 2007』（図書館研究シリーズ No.40）2008,365p.
Starr, Karen; Ragains, Patrick. *Public Library Administration Transformed.* Rowman & Littlefield,2018,270p.
United for Libraries. http://www.ala.org/united/, (accessed 2019-05-05).
ALA 2019 Midwinter Meeting & Exhibits.Optimizing the Library Foundation's Impact (2019-01-28,10:30-11:30), Burns, Beth "Corporate Engagement Strategy" (2019-01-27,11:30-1:00).
KCLS Foundation.https://www.kclsfoundation.org/, (accessed 2019-05-05).
The Friends of the Saint Paul Public Library. https://thefriends.org/, (accessed 2019-05-05).
2)今井良広「第 11 章 公共ガバナンス論の展開」金川幸司編著『公共ガバナンス論』晃洋書房,2018,p.193.
3)早川秀幸「第 10 章 科学技術のガバナンス」山脇直司・押村高編『アクセス公共学』日本経済評論社,2010, p.201-219.
4)「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）では“その職責にかんがみ，図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに，司書となる資格を有する者を任命することが望ましい”とされる。http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm,(参照 2019-05-05).
5)山口源治郎「図書館協議会と住民自治」『みんなの図書館』no.239,1997,p.24.
6)塩見昇「六章 図書館協議会」塩見昇・山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2009,p.173-185.ほか
7)平野英俊「図書館協議会を考える」『図書館雑誌』vol.101, no.2,2007,p.70-81. 薬袋秀樹「図書館協議会の可能性」『社会教育』vol.67,no.6,2012,p.20-25.
8)「第 102 回 全国図書館大会 東京大会 第 14 分科会 市民と図書館」報告書. http://jla-rally.info/tokyo102th/app/webroot/img/第１４分科会.pdf, (参照 2019-05-05).
9)荻原幸子「図書館行政のガバナンスにおけるアクターとしての「図書館づくり住民団体」」『専修大学人文科学研究所月報』 no.297,2019,p.1-24.
10)坂本治也「第 1 章 市民社会論の現在」坂本治也編『市民社会論』法律文化社,2017,p.12-13.
11)福田都代「米国における図書館アドヴォカシーの展開」『カレントアウェアネス』no.294,2007,p.20.
12)松尾昇治「小金井市図書館協議会主催のフォーラム」『みんなの図書館』no.406,2011,p.57-64.
13)前掲 9).

公立図書館における指定管理者制度の競争環境

松本直樹（慶應義塾大学）
matsumoton@keio.jp

安形輝（亜細亜大学）
agata@asia-u.ac.jp

大谷康晴（日本女子大学）
ootaniy@fc.jwu.ac.jp

【抄録】 2003 年，地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され，公立図書館においてもその導入が進んでいる。本研究では，都道府県，区市に設置された公立図書館を対象に，指定管理者制度の競争環境の整備とその実態を明らかにする。調査の結果，指定管理者の募集では公募が多数を占めていることが明らかになった。同時に，公募の際の競争は年を経るにしたがって低調になっていることが分かった。指定された事業者としては図書館関連の民間企業が多かった。2 回目以降の指定で指定管理者が変更されることは全体の 20%以下に過ぎず，指定の回数が増えるにしたがって変更されない傾向が見られた。

1. はじめに

1.1.問題意識

2003 年，地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され，公立図書館（以下「図書館」）においてもその導入が進んでいる。指定管理者制度の趣旨として，総務省は民間事業者等（以下「事業者」）の有するノウハウの活用により，住民サービスの質の向上を図り，施設設置の目的を効果的に達成することを挙げている。その際，最も適切なサービスの提供者を選択する必要があるとしている。その前提は，サービス提供者間の競争がよりよいサービスをもたらす，という考え方であろう。

実際，総務省は指定の申請にあたって，住民サービスを効果的，効率的に提供するため，提供者を幅広く求めることに意義があることから，複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい と述べている[1]（以下「総務省指針」）。

このように，制度運用が進む中で，図書館の指定管理者の寡占化の指摘はあるが，競争の実態は十分明らかにされているとはいえない。そこで，本研究ではその実態を明らかにする。

1.2. 関連文献

図書館の指定管理者制度に関しては多くの文献がある。研究としては，法的問題，指定手続きの実態，サービスのアウトプットなどに関するものが挙げられる。しかし，選定時の事業者間の競争に焦点を当てた文献は見当たらない。

事業者の申請に関連した文献としては以下を挙げることができる。まず，松岡は指定管理者の寡占化の指摘をしている[2]。しかし，一時点ではなくその推移を実証的に明らかにした文献は見当たらない。また，桑原は事業者の固定化に言及している[3]。このことは，2012 年の総務省調査[4]でも示されている。しかし，これについても，その推移を明らかにした文献は見当たらない。

競争の実態を明らかにするためには，データが必要となる。本研究と関連の深い調査として総務省と日本図書館協会のものがある。日本図書館協会は，2007 年以降，調査を行っており，指定管理者制度を導入した図書館，その導入年度，指定管理者の性格などのデータを取得し公開している[5]。また，総務省は「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を行い，その結果を，2007 年，2009 年，2012 年，2016 年に公開している。このうち，2012 年と 2016 年は個票も公開している[6]。ここから，事業者の種別，選定手続き，指定日，指定期間，選定基準などが分かる。

しかし，これらの調査は，未調査の項目があることと，一時点のデータ（あるいはデータ形式）のため経年変化の把握には限界がある。例えば募集に対する申請事業者数のデータはいずれも取得していない。また，事業者の種別や指定管理者名などのデータを取得しているが，どのような種別の事業者が増えているのか，あるいは減っているのかなどは明らかにはされていない。さらに，事業者の変更が生じている場合，どのように変更が生じているのかも分からない。

2. 本研究の目的と調査方法

本研究の目的と調査方法について述べる。

2.1.研究目的

本研究では指定管理者制度において，競争的環境が整備されているのか，そして実際に競争が行われているのか，さらに制度導入以降の競争状態の変化を以下の 4 つの観点から明らかにする。

(1)競争的環境の整備: 公募, 非公募の別およびその経年変化を明らかにする。なお, 公募にも一定の条件をつけることがあるため, 競争的環境と言っても幅があるが, 今回は非公募以外を全て公募とした。公募, 非公募の別は, 人口規模や都市化など自治体の特徴と関係していると推測される。そこで, 本研究では自治体の人口規模との関係を見る。

(2)実際に競争が行われているか: 公募の場合の申請事業者数を経年的に明らかにする。

(3)事業者数にみる競争状態の変化: 指定管理者となった事業者の推移を把握する。公募件数は, 指定期間終了後の再公募に加え, 新規分が追加されるため, 全体としては年々増加している。申請事業者にとっては申請機会が増えるが, 事業拡大の判断や申請作業を考えると何らかの傾向が見られる可能性がある。

(4)指定状況にみる競争状態の変化: 指定管理者の継続率と変更のパターンを明らかにする。継続については桑原の指摘 [3]もあるが, より網羅的に調査する。

2.2.調査手法と取得データ

データは 2018 年 12 月から 2019 年 4 月までに取得した。調査対象の時期は 2005 年度から 2018 年度の指定である(一部 2019 年度も含む)。対象図書館は, 2016 年の総務省調査及び日本図書館協会の調査(2018 年調査)を基にリストを作成した。直営に戻した図書館も対象にした。リストにない場合であっても調査過程で指定管理者制度を導入していることが確認された場合はその都度追加した。また, 指定時期が分からないものについては, 調査過程で補足して調査した。自治体のうち, 都道府県, 区市を対象とし, 以下の手段ではデータ取得が困難であった町村は除いた。また, 分館までを対象とし分室は対象としなかった。

情報源は, 上記調査の他, 桑原 [7]を参考に, 主として自治体の議会会議録および Web サイトとした。データを得られない場合は, 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP)[8]および Internet Archive[9]を用いて補足した。さらに一部は自治体に直接照会した。

取得したデータは, ①都道府県名, ②自治体名, ③図書館名, ④指定開始年度, ⑤指定回数, ⑥公募, 非公募の別, ⑦指定管理者, ⑧一括して指定している場合はそのグループ, である。さらに公募の場合は, ⑨申請事業者数である。共同企業体の場合, 図書館の業務を主に担う事業者を取得した。

3. 調査結果

以下, 調査結果の概要を述べたあと, 競争的環境の整備, 競争の実際, 競争状態の変化の観点から結果を述べる。

3.1.調査結果の概要

調査した自治体数は 236 である。調査図書館数は 542 である。自治体によっては指定が複数回に渡るため, 延べ対象データは 1,199 件である。このうち, 公募・非公募のデータが得られたのは 1,172 件で, 27 件のデータが得られなかった(判明率 97.7%)。

3.2.競争的環境の整備

以下, 公募の比率を示した上で, 経年的変化を確認する。つぎに自治体の特徴と公募の状況について, 特に人口に着目して検討する。

全期間の公募比率は 84.9%であった。公募が圧倒的に多く他の公の施設を含む総務省調査と比較しても高い。ただし, 公募の際, 支店や主たる事業所の所在が自治体内, あるいは同一県内にあることを条件としている場合もあることに留意が必要である。公募と非公募の比率を経年的に示したのが図 1 である。

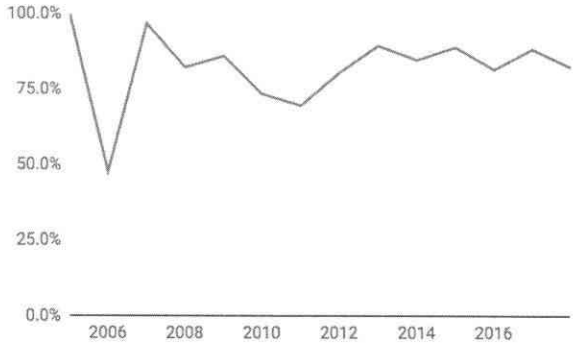

図 1 公募比率の経年変化(指定回数)

制度創設当初は, 比率の変動は大きいが, その後, 8 割前後で一定している。特に 2012 年度以降は, すべて 80%を超えている。以上から, 継続的に制度としての競争的環境は維持されているといえる。

公募を実施している自治体の人口は多い。人口が 5 万人以下の自治体では非公募率は 31.0%であるのに対して, 10 万人, 15 万人, 20 万人と増えるにしたがって 26.4%, 16.4%, 10.2%と低下していく。そして, 50 万人以上では 4.1%に過ぎない。

3.3.競争の実態

ここでは，公募に対する申請事業者数の経年的変化と，募集回数ごとの変化を確認する。

全期間をとおして各募集に対して平均 2.4 の事業者が申請していることが分かった。したがって基本的に競争のあることを確認できた。しかし，申請事業者数は年々，減少している。2005 年度は 4 件の募集に対して平均申請事業者数は 6.5 であったのに対して，2018 年度は 57 件の募集に対して平均申請事業者数は 1.4 にすぎない(図 2)。こうした申請事業者数の減少傾向は年々強まっている。

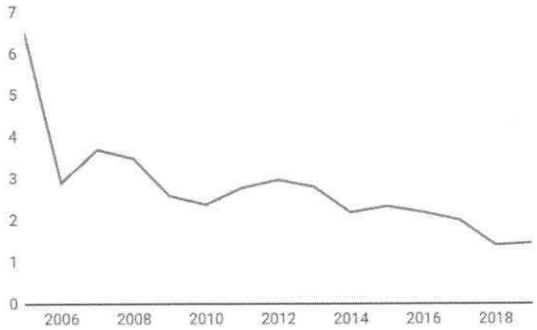

図 2 公募に対する平均申請事業者数

このことは，公募回数ごとに見たときも同様であった。すなわち，1 回目の公募に対する平均申請事業者数は 3.1 であったのに対して，回数を追うごとに 1.9, 1.6, 1.4, 1.3 と減少している。

表 1 公募回数・年度の平均応募事業者数

	1回	2回	3回	4回	5回
2005	6.5				
2006	2.9				
2007	3.8	2.0			
2008	3.5	2.3			
2009	2.9	1.8			
2010	2.9	1.9			
2011	2.7	2.9	3.0		
2012	3.2	2.8	2.0		
2013	3.7	2.3	1.8		
2014	3.1	1.3	1.8	2.0	
2015	2.9	1.5	2.0	2.5	
2016	2.8	1.9	1.4	1.7	
2017	2.7	1.8	1.2	1.0	
2018	1.2	1.6	1.3	1.0	2.0
2019	2.0	1.2	1.8	1.1	1.0

このように申請事業者数は経年的に見た時も，公募回数で見た時も減少傾向にあることが分かった。そこで，公募回数と経年変化をクロス集計してみたところ，やはり平均申請事業者数が減少する傾向にある(表 1)。このように競争が不活発になる傾向が強まっていることが分かった。

3.4.競争状態の分析

以上から，制度として競争的環境が保証されているのとは対照的に実際の競争が低調になっていることが明らかになった。そこでその要因について，申請事業者の変化と指定団体の継続という点から，より深く探ってみる。なお，以下の数値は募集ごとのものであり，図書館ごとではない。

3.4.1.事業者類型ごとの変化

ここでは，指定された事業者の経年変化から申請事業者の傾向を探る。指定されるためには申請が必要であり，指定から申請状況を探ることができると考えたためである。

ここでは，事業者を以下の 5 群に分けた。①㈱図書館流通センター(以下「TRC」)，②その他の全国的図書館企業(㈱ヴィアックス，大新東㈱，丸善(丸善雄松堂㈱)，㈱紀伊國屋書店，㈱有隣堂，カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱等)，③特定非営利活動法人(以下「NPO」)，④地元企業，⑤財団公社その他，である。なお，共同企業体の場合，主に図書館を担う企業に注目した。また名称変更は分かる範囲で確認をし，基本的に同一事業者と考えられる場合は変更なしとした。

各群のうち，①は図書館の委託，指定管理の市場で大きなシェアを占めていると言われている。②は，①ほどではないが全国的に事業を展開している事業者である。③から⑤は基本的に地域で活動している。

結果，各群の選定数は一貫して増加していた。中でも①は2008年ごろから増加が顕著になっている。また，②と⑤は 2012 年ごろから③④と比較して増加している。累積のシェアを比率で見たものが図 3 であるが，ここから①が比率を高めている傾向を読み取ることができる(図 3)。

この結果から，比率としては減少している群もあるが，全体としては増加していることを確認できた。つまり，申請する事業者数は減っているが，指定を受けられると考えられる募集に事業者は申請していることが推測される。

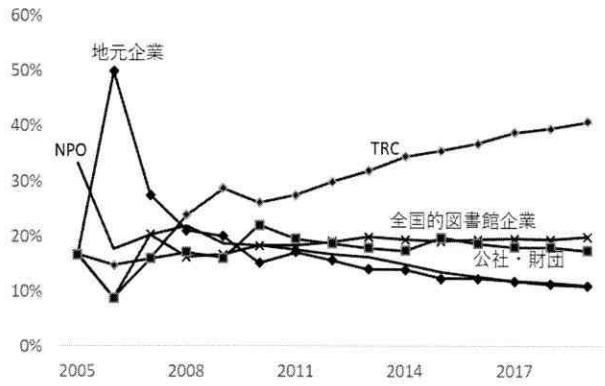

図３　５群の指定状況（累積比率）

3.4.2.指定管理者の継続

ここまでの分析から，申請事業者数が減少傾向にあることが分かった。そのため，事業者が固定化していることが考えられる。そこで，どの程度，同一事業者が継続しているかを明らかにするとともに，交代している場合のパターンを検討する。

まず，固定化を検討する。ここでは各指定の際，どの程度，事業者の変更が起きているのかを調査した。結果，一定のデータの得られた１回目から２回目，２回目から３回目，３回目から４回目は 82.7%，84.1%，88.9%で同じ事業者が指定されていることが分かった（非公募も含む）。全体的に非常に高い確率で同一事業者が運営を担っていること，その傾向は指定の回数の増加に伴って上昇していることを確認できた。

この結果から，事業者が基本的に固定化していることが分かった。しかし，１割から２割程度は事業者が交代していることも分かった。では，この交代はどのようなパターンで生じているのか。ここでは，先程の５群を使って確認した。

結果，全体で100回の交代が起きており，TRCへの変更が 40 件と最も多かった。つぎにその他の全国的企業への変更が 24 件と続く。パターンとしては，その他の全国的企業からTRCが28件と最も多かった。NPOや財団公社等への変更は 15.0%と非常に少ない。競争は主に全国的に展開している図書館関連企業間で行われていることが分かった。

4. まとめ

本研究では，指定管理者制度において，競争的環境が確保されているのか，そして実際に競争が行われているのか，さらに制度導入以降の変化を明らかにすることを目的としていた。本研究から分かったのは以下のとおりである。

まず，公募が全体の８割程度の指定で実施されていることから，競争的環境は一定程度，確保されていることが分かった。特に人口規模の大きい自治体で実施される傾向が見られた。

実際の競争については，平均すると複数の事業者が申請をしていたことから，一定の競争は確認できた。しかし，経年的・公募回数ごとの申請事業者数が減少傾向にあることも分かった。この結果は総務省指針の履行が困難な状況になりつつあることを示している。市場の実態として，特定企業（TRC）が 4 割以上のシェアを占めるようになっていた。

申請ごとの事業者の交代は２割弱にとどまっていた。このことは，一度指定されると事業者が固定化する傾向の強いことを示している。交代は，全国的に展開している事業者間で行われる傾向が強かった。

【注・参考文献】

1) 総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」（2010），http://www.soumu.go.jp/main_content/000096783.pdf,（参照 2019-04-01）.
2) 松岡要「図書館の指定管理はどうなっているのか」出版ニュース, no. 2413, 2016, p. 6-17.
3) 桑原芳哉「公立図書館における指定管理者制度導入の現状：昨年度からの変化と事業者に関する特徴」尚絅大学研究紀要 A 人文・社会科学編, no. 48, 2016, p. 13-25.
4) 自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(2012), http://www.soumu.go.jp/main_content/000189434.pdf, (参照 2019-04-01).
5) 日本図書館協会「日本図書館協会の取組み 指定管理者制度」, http://www.jla.or.jp/library/tabid/311/Default.aspx,（参照 2019-04-01）.
6) 総務省「地方公共団体の行政改革等」http://www.soumu.go.jp/iken/main.html,（参照 2019-04-01）.
7) 桑原芳哉「公立図書館の指定管理者制度導入状況：近年の動向」尚絅大学研究紀要 A 人文・社会科学編, no. 50, 2018, p. 31-44.
8) 国立国会図書館「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」http://warp.ndl.go.jp/,（参照 2019-04-01）.
9) Internet Archive. “Wayback Machine,” https://archive.org/,（参照 2019-04-01）.